

(3) 賛助会費領収書の管理について不適切な事例が見受けられた (指摘事項)

賛助会費の納入については領収書が発行されているが、次のような問題点が見られた。

- ① 領収書綴りの受払管理がされておらず、棚卸もされていない。
- ② 領収書綴りの各地区団体等への払出時に「地区別領収書番号控え」を作成し、渡した領収書の番号を記入しているが、記入漏れが多い
- ③ 領収書 3 枚目の当法人控えには抜者印の欄が設けられているが、この欄に記載のないものが多数ある。
- ④ 領収書は各地区団体等で管理され使用後保管されているが、これらについても当法人としての領収書の使用状況等の管理を行うべきである。

当法人では更生保護事業を行うため賛助会員を募集している。賛助会員の募集は各地区の保護司会、更生保護女性会、更生保護雇用主会等を通じて行われている。賛助会費の納入に当たっては所定の領収書を発行しており、事前にこれら地区の団体に一定数量の領収書綴りを渡している。当該領収書は 4 枚複写となっており、その各葉には連番が付されている。領収書等の受け払いには次のような流れとなっている。

領収書綴りは印刷業者にまとめて印刷の依頼→領収書綴りを業者から納入→在庫→各地区団体等の要求により払出→各地区団体等で管理・発行・使用後保管→3 枚目の当法人控えを現金とともに協会へ持参→控えを綴り、保管する

しかし、当該領収書の管理について下記のような不適切な事例が見られた。

- ① 領収書綴りの受払管理がされておらず、棚卸もされていない。業者からの納入時に受入、各団体等への払出時に払出の台帳記録を行い、在庫の管理を行うべきである。
- ② 領収書綴りの払出時に「地区別領収書番号控え」を保護司会用及び更生保護女性会用に作成し、渡した領収書の番号を記入しているが、記入漏れが多いため番号の欠番が見られる。実態として受払の管理として機能していない。
- ③ 領収書 3 枚目の当法人控えには抜者印の欄が設けられているが、この欄に記載のないものが多数ある。責任の所在や後日不明点等があった場合に確認するために記載を行うことが必要である。
- ④ 領収書は各地区団体等で管理され、使用後保管されているが、当法人への使用状況等の報告は行われていない。当法人としての領収書の使用状況等の管理を行うべきである。また、各団体に対して領収書の受払管理、発行方法、書き損じの際の処理、未発行領収書の管理等の指導を行い、場合によっては使用済み領収書を回収し、管理することも必要である。

(4) 会計基準において求められている財務諸表への注記が行われていない (指摘事項)

現在当法人では個別注記表の作成等は行っていないが、更生保護事業会計基準第 20 条には更生保護事業を行う法人が作成する計算書類に注記すべき事項が規定されている。今後は会計基準に従い個別注記表の作成等により、資産の評価方法等について注記を行うべきである。

当法人が準拠すべき会計基準である更生保護事業会計基準には、計算書類に注記すべき事項が以下のとおり定められている。

「更生保護事業会計基準」

第 20 条 計算書類には次の事項を注記しなければならない。

- (1) 資産の評価方法、固定資産の減価償却の方法等計算書類の作成に関する重要な会計方針
- (2) 重要な会計方針を変更したときは、その内容
- (3) 貸借対照表における圧味財産の部の資産受贈助定及び資産増減助定に増減を生じたときは、その原因及び金額
- (4) 資産を担保に供しているときは、その内容
- (5) その他認可事業者及び届出事業者の収支及び財政状態を明らかにするために必要な事項

過年度の計算書類を確認したところ個別注記表の作成は行われていなかったが、今後は会計基準に従いその作成を行うべきであると考えられる。なお、当法人の平成 22 年度決算時点において必要であったと判断される注記事項は上記表中の (1) に係る事項であり、記載例は以下のとおりである。

重要な会計方針

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法
- ② 引当金の計上基準
退職給与引当金
職員の退職に際し、期末要支給額の 100% を引き当てて計上しております。

(5) 計算書類の様式及び表示方法等に改善が求められる(意見)

現在当法人で作成している計算書類はその様式や使用している科目の名称が更生保護事業会計基準に準じていないものが見られるが、計算書類の作成は基準に従って行われるべきである。また、計算書類の様式については会計基準の定めそのものの改善が望まれるものもあると思われる。

当法人が準拠すべき会計基準である更生保護事業会計基準では、「収支計算書は第2号に準じて作成するものとし、これに記載する科目は別表第1のとおりとする」とあるが、現在の計算書類の様式はそれに従って作成されてはいない。基準に則して計算書類を作成した場合は以下のとおりとなる。

①事業年度の表示部及び当期繰越金の表示

現 状	→	会計基準
平成22年度一般会計収支計算書		平成22年度一般会計収支計算書 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)
収入総額 ××円		収入総額 ××円
支出総額 ××円		支出総額 ××円
差引き額 ××円		当期繰越金 ××円
自平成22年4月1日 至平成23年3月31日 更生保護法人山梨県更生保護協会		
1 収入の部		1 収入の部
...		...
収入合計		収入合計
2 支出の部		2 支出の部
...		...
支出合計		支出合計
		当期繰越金

②勘定科目の名称

現 状	会計基準
支出の部 退職手当 連絡保護事業連絡調整費	支出の部 退職給与 連絡助成事業連絡調整費

また、計算書類の様式については会計基準の定めそのものの改善が求められると考

えられるものがある。

①収支計算書の様式の改善

$$\left. \begin{array}{l} \times \times \text{ 収入} \\ \times \times \text{ 収入} \\ \times \times \text{ 収入} \end{array} \right\} 12,573,125 \text{ 円 (A)} \rightarrow \text{当期収入合計金額}$$

前期繰越収支差額	18,218,250 円 (B)	⇒	前期の貸借対照表の流動資産の現金預金である。
収入合計	30,791,375 円 (C)		
(A) + (B) = (D)			
支出合計	10,647,083 円 (D)		
当期繰越収支差額	20,144,292 円 (E)	⇒	貸借対照表の流動資産の現金預金と一致する。従ってここでチェック機能はたらく。
(C) - (D) = (E)			

②貸借対照表の様式の改善

会計基準第17条貸借対照表勘定科目別表2の負債の部、引当金の中に減価償却累計額が含まれているが、これは会計基準を見直して、引当金の中から削除すべきである。

その他、過年度の計算書類においては流動資産の有価証券・消耗品、その他固定資産の備品、負債の部、引当金(減価償却累計額)等がすべてゼロとして表示されていたが、そのような場合には科目、合計などを削除すべきであると考えられる。

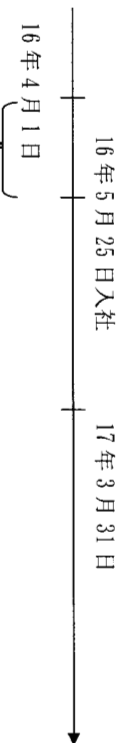
(6) 退職給与引当金が過大計上されている。また、退職金規定の不備な部分を改善すべきである (指摘事項)

貸借対照表の退職給与引当金の金額が、退職金規定に従って算定された金額に対して608,000円過大となっているため、速やかに取崩しを行う必要がある。また、退職金規定の勤続年数の算定において端数となる月数部分の計算方法が規定されていないので、この扱いについては規定において定められることが求められると考えられる。

当法人の退職金規程に従って退職金の要支給額を計算すると、635,000円であるが、平成22年度決算時において貸借対照表に計上されている金額は、1,243,000円であり608,000円過大に計上されているため、平成23年度には取崩し必要がある。なお修正仕訳は以下のとおりとなる。

修正仕訳		
退職給与引当金	608,000	雑収入
		608,000

また、退職金規程では勤続年数の端数、月数の端数をどう対応するか規定されていない。例えば局長の場合は以下のとおりである。



具体的な対応としては以下の①から③の内、法人の実情に応じて選択が行われることが望ましいと考えられる。

- ① 1年未満は切り捨てる。 ⇒ 0 (支給しない。)
- ② 月数に端数があれば切り上げる。 ⇒ 11ヶ月を支給する。
- ③ 月数に端数があれば切り捨てる。 ⇒ 10ヶ月を支給する

(7) 機関紙発行時の単価基準を明確にすべきである (意見)

機関紙の発行単価に明瞭な基準が見られないので、不透明性を排除するように明瞭な単価設定の基準を設けるべきである。

山梨県更生保護協会においては、機関紙「更生保護やまなし」を年間3回発行している。平成21年度の相見積りでは、3社の見積書によりY社を採用している。平成21年4月以降の機関紙の単価は下記のとおりである。

号数	請求日	部数 (部)	単価 (円)
145号	H21.4.16	1,300	50
146号	H21.7.23	1,500	46
147号	H21.11.30	1,500	52
148号	H22.4.26	1,500	46
149号	H22.7.27	1,200	52.5
150号	H22.11.25	2,000	46
151号	H23.4.26	1,300	54
152号	H23.8.19	1,200	52.5

当初の見積書と単価が一致しているのは、150号(2,000部)の46円のみである。担当者の説明によると、147号はカラー写真を掲載したことにより単価が高くなっている、151号は新たな図解を挿入したので高くなっている、149号、152号は部数が少ないため割高になっている、とのことであるが基準が定まっていなかつ曖昧である。見積り時と異なる請求が行われる場合には、請求書にその旨を記載する等、不透明性を排除するように対処することが望まれる。また、相見積り時の単価と異なる単価で請求が行われていることは、見積合せを実施した意味がないものと思われる。見積合せの実施時に、発行部数やカラー印刷等の条件により見積り単価を明確に定めるか、発行条件が異なる都度見積合せを実施することが必要である。

(8) 職員の給与に対して所得税の源泉徴収が行われていない (指摘事項)

当法人では、扶養控除申告書の提出がない職員に対して「給与所得の源泉徴収税額表」の乙欄での源泉徴収がなされていなかった。これは法人に課されている源泉徴収義務違反に当たると判断され、過年度において源泉所得税の納付漏れがあったと判断される。今後は法令に則った処理を確実に行うべきである。

当法人では職員から給与の支払者である法人に対して扶養控除申告書の提出がなされていなかった。所得税法では扶養控除申告書について以下のとおりに規定されている。

〔所得税法〕
 第 194 条 国内において給与等の支払を受ける居住者は、その給与等の支払者 (その支払者が 2 以上ある場合には、主たる給与等の支払者) から毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条 (略) の規定による納税地 (略) の所轄税務署長に提出しなければならない。
 (略)
 第 4 項 第 1 項又は第 2 項の規定による申告書は、給与所得者の扶養控除等申告書という。

職員の主たる給与の支払者が当法人であるならば、当該職員は扶養控除申告書を提出する義務を負うが、従たる給与の支払者である場合には申告書の提出は不要となる。ただし、申告書の提出が行われていない場合にはその支払われる給与に対して法人が源泉徴収を行う際には、「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄ではなく乙欄が適用されることとなる。乙欄適用となった給与に対する源泉徴収は、その支給額が少額であった場合にも源泉徴収の税額が発生する。

「別表第二 給与所得の源泉徴収税額表 (月額表)」 (国税庁) 抜粋

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲		乙
	扶養親族等の数	税額	
以上	未滿	0 人 1 人	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の 3% に相当する金額
88,000 円未滿		0 円	0 円
88,000 円		130 円	0 円
			3,100 円

当法人の源泉徴収事務を確認したところ、扶養控除申告書の提出のない職員に対して乙欄での源泉徴収が行われておらず、これは法人に課されている源泉徴収義務違反に当たると判断され、過年度において源泉所得税の納付漏れがあったと判断される。今後は当法人が主たる給与の支払者となる職員に対しては扶養控除申告書の提出を求め、その提出のない者に対しては所得税法の定めにもとづいて乙欄での源泉徴収を確実に、かつその納期限までに納付を行うべきである。

(9) 経済性も考慮した資金運用を検討すべきである (意見)

ペイオフ (預金保険による保護) 対策のため数社の金融機関にペイオフの限度額まで預け入れしているが、安全性を重視した上で種々の運用方法の検討も必要と思われる。

山梨県更生保護協会においては、ペイオフへの対応のため、9 つの金融機関に対し延 11 の定期預金を組んでいる。これらの定期預金の預け入れ期間は、信託銀行を除き 1 年になっている。担当者の説明によると、安全性を重視していること、また、定期預金を地方債等にするには「関東地方更生保護委員会」の承諾が必要であることが挙げられるという。

しかし、手持ちの定期預金証書は数年前のもので 1 年更新 (継続) となっており、現在の定期預金の利率について確認したところ「証書記載の金利が、固定で継続している」という誤った認識をしていたが、実態は、定期預金は変動金利であり、1 年満期の定期預金は証書に表示された金利に比べてすべて低金利である。種々のリスクを考慮した上での法人の判断によるが、元本保証の安全性を重視したうえで、経済性の面からも資金運用を検討することが必要と思われる。

(10) 監事監査の日当支給について規定等がない (意見)

監事の監査に対して交通費の支給とは別に日当を支給しているが、日当支給についての規定がないので、規程等を整備すべきである。

当法人では役員に対して実費弁償としての交通費を支給している。一般的に役員へ日当等は特に支給していない。しかし、監事の監査に対しては交通費の支給のほか日当@3,000円を支給している。当該支給について特に規定はない。旅費規程では実費弁償としての交通費を規定しているのみであるため、監事監査に対して日当支給を行うためには規程等を設け明確化するべきである。

(11) 助成対象となっている全ての保護区の決算報告書を入力し、その内容を確認するべきである (意見)

当法人は賛助会費の半額を山梨県更生保護女性連盟に助成費として交付しているが、交付後にその決算書を入力しているのは全19保護区の内5保護区に過ぎず、助成費の適正な経理等を確認するためにも、助成対象となった全保護区の決算書を入力すべきであり、その処理についても統一したルールを作成することが望ましい。

当法人では賛助会費を19保護区の出梨県更生保護女性連盟から受け取り半額を同女性連盟へ助成費として交付しているが、19保護区のうち年間の決算報告書を入力しているのは5保護区のみ過ぎず、14保護区からは入力していない。当該助成費が適正に経理及び使用されているか確認する意味も含め、助成対象としている全ての保護区の決算報告書を入力すべきである。

また、現在決算報告書を入力している保護区でも、この処理の対応が保護区ごとに異なっており、統一したルールを作成することが望ましいと考えられる。

3. 財団法人やまなみ文化基金

(1) 理事会、評議員会への出席率向上について改善が必要である (指摘事項)

理事会及び評議員会への出席率は低調であり、出席率の向上のための改善が必要である。

当法人の寄附行為によると、理事・評議員の任期は2年であり、理事は評議員会において選任し、評議員は理事会で選出し理事長が委嘱している。平成22年度の理事は9名、評議員は8名である。

最近3年間の理事会及び評議員会への出席率は次の通りである。

年度	理事会		評議員会	
	出席/理事数 (出席率)	出席/評議員数 (出席率)	出席/理事数 (出席率)	出席/評議員数 (出席率)
平成20年度	第1回	5名/9名 (56%)	6名/9名 (67%)	
	第2回	3名/9名 (33%)	7名/9名 (78%)	
平成21年度	第1回	5名/9名 (56%)	7名/8名 (88%)	
	第2回	4名/9名 (44%)	4名/8名 (50%)	
平成22年度	第1回	5名/9名 (56%)	4名/8名 (50%)	
	第2回	3名/9名 (33%)	6名/8名 (75%)	

理事会及び評議員会本人の出席が原則であることから、本人出席が可能となるような理事会及び評議員会の開催日時の設定を行うことが必要である。また、理事及び評議員の選出にあたっては出席が可能な人選に努めるべきである。

当法人については、寄附者の関係者が占める割合が多いため、ガバナンスの面から特に出席率の向上を図ることが求められるものと思料される。また、助成事業の審査に当たっても運営委員会等が設定されていないため、理事会及び評議員会がその役割を担っていることから、選定の客観性を確保するためにも出席率の確保は特に求められるものと思われる。

(2) 助成事業の収支報告に不適切な支出が認められる (意見)

助成事業の収支報告の中には不適切な支出が含まれている場合がある。
 ①収支予算書と収支決算書の支出項目が異なり予算どおりの支出が行われたか否か検証が困難な事例が見られる。
 ②収支差額が生じている場合には助成金の返還を検討することも必要である。
 ③収支報告の中には、恣意的と思われる支出で収支を合わせているものと認められるものが見られる。
 ④給与及び報酬に関する所得税の源泉はほとんどのケースで行われていない。

当法人では文化活動を行う県内の団体に対して助成事業を行っている。助成対象先に対しては事業終了後、実績報告書、事業報告書、収支決算書等の提出を要請している。事業報告書及び収支決算書等を閲覧すると次のような不適切な事例が見られた。
 ①助成金の交付申請に当たっては申請書、事業計画書及び収支予算書を提出する。事業終了後には収支決算書の提出を受け、証拠書類と照合の上助成金を支給している。事前に申請された収支予算書の支出項目と収支決算書の支出項目の記載が異なり予算書通りに支出されているのか否か不明な決算書が見られた。予算書と決算書の支出項目が一致するような報告を求めべきである。
 ②収支予算で計画していた場合より、入場料収入等が多く収支差額が生じた事例が1件あった。この場合には、事業計画にない内容の事業 (DVD の作成等) を実施して収支を合わせていると思われる。事業の追加実施との解釈もできるが、事前に審査された内容と異なる支出である。収支差額が生じる場合には原則として助成金の減額によって対応すべきであると思われる。

③収支決算書の中には恣意的な支出で収支を合わせているものと思われる事例が散見された。例えば、委託料として事業主催者又はその補助者等に対する支出や同一人への賃金としての支出と出演料としての支出が同時に行われている場合等が見られた。また、中には予算書に記載されていない支出項目も見られる。支出内容の適正なチェックが望まれる。

④個人に対する出演料や賃金の支給について所得税の源泉が行われている例はほとんど見られない。所得税法に準拠した取扱を行うように指導することが必要である。

(3) 助成金支給額の決定プロセスの根拠資料がなく、不透明である (意見)

当法人による助成金支給額については、その算定資料等が存在せず、外部の者がその決定プロセスに疑義を抱く可能性は否定できない。事務局、すなわち県職員による支給案の作成時にその基礎となった算定資料は保管整備され、かつ当然に理事会に提示及び説明される必要がある。

(財) やまなみ文化基金助成金交付要綱によると、助成金の交付決定については以下のとおり定められおり、また平成 22 年度における。実際の各助成事業の助成要望額及び助成内定額は以下のとおりであった。

「やまなみ文化基金助成金交付要綱」
 第 6 条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書 (様式 2) を助成事業者に交付する。

助成事業	助成要望額 (A)	助成内定額 (B)	(B) ÷ (A) × 100
①	566,000 円	560,000 円	98.9%
②	300,000 円	300,000 円	100.0%
③	1,500,000 円	600,000 円	40.0%
④	778,000 円	700,000 円	90.0%
⑤	1,000,000 円	650,000 円	65.0%
⑥	1,000,000 円	650,000 円	65.0%
⑦	1,281,000 円	640,000 円	50.0%

助成要望額に対する助成内定額は割合等による一律の支給ではなく、個々の事業に応じて支給額を決定しているとの事であるため、助成内定額決定のプロセスを確認するために当時の理事会議事録を閲覧した。理事会では、事務局による事業の概要説明及び事務局が作成した助成金支給額案の報告が行われ、それを理事会が承認するというプロセスが踏まれていた。しかし、ここで1つ問題として考えられるのが、事務局において作成された助成金支給額案の算定根拠となる基礎資料が理事会に提示されていない点にある。前述のとおり、個々の事業に応じて助成額を決定しているのであれば、その積算となる算定資料は参考資料として理事会に提示されるべきであるが、担当者によるとそもそもそのような資料は存在しないとの回答であった。当法人における事務局は、県庁企画県民部生涯学習文化課内に設置されており、前記の通り助成事業の選定を担う法人運営委員会等は存在せず、現在の助成額決定プロセスでは事務局による助成金支給額案を理事会が承認しているのみであると外部に誤解される可能性が高い。事務局におい

て、助成金支給額の案を作成すること自体は何ら否定するところではないが、当然にその決定は理事会等の審議を経て理事長の決定によるべきである。また、適正な助成額の支給及びその金額の決定プロセスについて、外部に疑義を抱かせないためにも、事務局はその案の決定の基礎となった算定資料を整備保管し、理事会への提示及びその説明を行うべきであると考えられる。

(4) 寄付者からの独立性が確保された組織体制を構築することが必要と思われる(意見)

当法人の役員構成は寄付者の関連団体の役員が多くを占めている。県の出資法人としての独立性を確保することが必要と思われる。

財団法人やまなみ文化基金は、県内所在の法人から県が寄附を受け設立された公益法人である。文化活動を行う県内の団体への助成事業等を行っている。

当法人は寄附を基に県が100%出資した団体であり、県民の文化活動事業への助成という県の施策の一部を担っているものである。但し、助成事業の選定を担う法人運営委員会等は存在せず、理事8名のうち3名、監事2名のうち1名、評議員8名のうち4名は寄付者の関連団体の役員で構成されており、県の関連者より多い。県と寄付者両方に関連しない役員は、理事のうち2名、評議員のうち2名のみである。法人の運営に当たって寄付者の意向が事業全体に影響を及ぼすような役員構成になっている。それは寄付者の実施する事業が直近5年間で毎年度1〜2件ずつ助成事業として選定されていることにも現れていると思われる。当該役員構成面から県の出資する団体として果たして県の自主性が担保されているのか疑問であり、組織統治の観点からも問題と思われる。現状では、事務局が課長のほか4名の体制で運営され、いわば県費により事務局が運営されているにもかかわらず、寄付者の意向に基づき法人の統治が行われているものと推測されても仕方がない状況にある。役員の構成も含めて組織の体制を早期に改善することが必要である。

なお、新公益法人制度改革の中で公益認定に当たっては理事、監事の親族及び特別の関係者等の要件が規定されている。

(5) 助成対象として適切であるか検討が必要な事業が見られる(意見)

過去5年間の助成金の交付対象となった事業の内、毎年1〜2件は法人設立の原資寄付者のグループへの助成が行われていた。助成をおこなうこと自体には制限等はないが、恣意的な決定が行われているのではないかとの疑念を外部の者に対して抱かせる可能性は否定できず、慎重な取扱いが求められる。また、助成対象となった事業には、一般的に考えて県の出資法人が助成するに適切であるか検討が必要な事業がある。県民の財産である基本金の運用益が助成の原資となるため、助成対象の選定に当たっては更に慎重な判断が求められると考えられる。

(財) やまなみ文化基金助成金交付要綱によると、当法人の助成対象となる事業は以下のとおり定められている。

「やまなみ文化基金助成金交付要綱」
第2条 助成対象となる事業は、助成事業者が主催して実施する次に掲げる文化事業のうち、個性豊かな地域文化の向上に寄与すると認められる事業とする。
(1) 地域文化振興に資する事業
(2) 芸術文化の創作・成果発表等
(3) 文化教養活動

平成18年度から平成22年度までの過去5年間の支給対象となった事業等を確認したところ、毎年1〜2件は当法人設立の原資の寄付者グループが行う事業に対して助成金の交付が行われていた。対象となった事業等は以下のとおりである。

年度	助成対象事業	実施主体
18	ミュージカル「葉っぱのフレディ」	A社
19	プロードウエイミュージカル「ピーターパン」 劇団四季ミュージカル「エビータ」	A社 A社
20	プロードウエイミュージカル「サウンズ・オブ・ミュージック」 野外オペラ モーツァルト作曲「魔笛」	A社 B社
21	アダム・フイツジャー指揮ハイボンファンルハーモニー山梨公演 ミュージカル「ワロツクとトート」がま君とかえる君の春夏秋冬	A社 A社
22	Disney Live! ミッキーとハッピーバースデー くまのプーさん 劇団四季ソング&ダンス「55STEPS」	A社 A社

寄付行為等には設立時の寄付者に対する助成金の交付を制限するといった定めは特段存在しないが、当法人の役員等の内、A社及びその関連会社に所属する者の占める人

数は、理事 8 名中 3 名 (37.5%)、監事 2 名中 1 名 (50.0%)、評議員 8 名中 4 名 (50.0%) とかなりの割合を占めていることから勘案すると、同グループが実施主体となる事業に対する助成については、恣意的な決定が行われ、法人自身のチェック機能に関して外部の者に対して疑念を抱かせる可能性が極めて高いと考えられるため、その取扱いは特に慎重さが求められると史料される。では、その実施事業について考察してみると一般的な感覚を持ってすると株式会社が主催する劇団四季やディズニーマーケットのミュージカルに対して、県の出資法人が助成を行う必要があるのかといった疑問を感じる点は否めない。これは仮に事業の実施主体が寄付者でなかったとしても同様である。さらに、平成 22 年度において実施された「Disney Live! ミッキーとハッピーバースデー くまのプーさん」の入場料はその種別に応じて 5,000 円、4,500 円、4,000 円と設定されていたが、同時期に他の都道府県において実施された同イベントの入場料を調べたところ山梨県におけるそれと全く同額であり、入場料という点でも県民に利益が還元されているとも言えなかった。

当法人は設立の経緯はともかくとして、現在は山梨県の出資法人であり、その基本財産が生み出す運用益は県民共有の財産である。そのため助成対象となる事業の選定には寄付行為や助成金交付要綱に適合しているものであるか否かについて更なる慎重さが求められ、外部に誤った印象を与えることがないように情報公開などに更に努めることも必要になってくるのではないかと思われる。

4. 社団法人山梨県私学教育振興会

(1) 出資法人間の出資金や入会金等に格差や規定違反が生じている (指摘事項)

県を除き出資した学校法人間の出資金や入会金に関して、その取扱等に次のような格差や規定違反が認められるので、その解消に努めるべきである。

- ① 出資法人間で出資金の額について大きな格差が生じている。
- ② 出資金の額について規定されていない徴収を行っている。
- ③ 規定されていない入会金を徴収している。

社団法人山梨県私学教育振興会は平成 22 年度末現在県からの出資金 100,000,000 円、私立学校法人からの出資金 104,179,290 円、合計 204,179,290 円を原資に貸付又は助成事業等を行っている。

① 当法人の設立当初 (昭和 36 年) の出資金は 3,944,240 円であったが、その後加入法人数の増加や事業資金確保のための度重なる増資により出資金の額は大幅に増加している。設立初期の法人はこれらの増資に比べその出資額は多額にのぼり、最近入会した法人 (会員) との間には別表の出資金対比表に示された格差が生じている。最近入会した法人に比べ初期入会の法人ほど格差が大きい傾向にあるといえる。このような格差は、出資金額は入会時の園児数や生徒数によって計算されるため園児数等の減少が初期入会の法人ほど大きいこと及び過去の資金需要に応えた増資に起因するものと史料される。しかし、現在の各会員の出資金額は園児数等による実態を反映したものではなくなっているといえる。この出資金額の格差の問題は、簡単に解決するものではないと思われるが、このような会員間格差は適正なものとは思われないので、その格差の解消に努めるべきである。また、このような格差について会員からの返還の要望等はないとのことであるが、過去に資金援助を受け受益した会員との公平の観点も考慮の上、あるべき出資金額を検討することが必要と思われる。

② 出資金については社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書 (以下、業務方法書という。) 第 26 条に規定されているが、当該規定によると経営する幼稚園や学校の種別ごとに、園児・生徒数により出資金の月額を定め、その 4 半期分 (1 年間分) を納入するものとしている。しかし、現実には 3 年間分を徴収しており、業務方法書に規定のない徴収を行っている。過去も現任も 3 カ年分の徴収を行ってきたとのことであるが、設立当初より 50 年以上の長期にわたり業務方法書に規定のない取扱を行ってきたことは極めて不適切である。今後 3 年間分の徴収を行っていくのなら、業務方法書の規定を实体にあわすように 3 カ年分の出資の旨を明記すべきである。

③ 上記加入法人に対しては出資金のほか、出資金 (第 1 年次分) $\times 6\%$ \times 当法人設立時からの経過年数、で算出された額を入会金として徴収している。以前は同様な計算

式で寄附金として徴収していたものであるが、現在は当該入会金の徴収に関する規定はない。これについても当初に加入した学校法人との不平等を解消するために設けられた取扱であるものと思われる。各学校法人の加入時点が異なることから格差が生じるため、このような取扱を運用上行っているものと思われるが、当該入会金についても規定を設けて明確化すべきである。

出資金対比表

(単位：円)

法人名	22年度 出資金残高	出資金 理論額※1	差異	法人名	22年度 出資金残高	出資金 理論額※1	差異
山梨県	100,000,000	100,000,000	0	II法人	503,520	15,840	487,680
A法人	1,067,300	36,000	1,031,300	JJ法人	237,240	18,120	219,120
B法人	9,916,980	594,120	9,322,860	KK法人	220,040	12,720	207,320
C法人	9,836,250	209,880	9,626,370	LL法人	320,880	25,920	294,960
D法人	11,680,970	245,880	11,435,090	MM法人	565,960	24,240	541,720
E法人	8,765,620	859,560	7,906,060	NN法人	244,640	24,000	220,640
F法人	10,872,500	243,000	10,629,500	OO法人	753,000	31,200	721,800
G法人	4,568,170	531,000	4,037,170	PP法人	303,040	23,880	279,160
H法人	5,976,120	197,280	5,778,840	QQ法人	704,920	15,960	688,960
I法人	5,009,150	166,480	4,842,670	RR法人	279,600	28,920	250,680
J法人	958,890	30,000	928,890	SS法人	319,280	23,880	295,400
K法人	792,300	20,160	772,140	TT法人	609,600	62,520	547,080
L法人	1,037,060	38,520	998,540	UU法人	335,840	28,320	307,520
M法人	466,220	14,880	451,340	VV法人	254,520	24,600	229,920
N法人	653,500	21,960	631,540	WW法人	712,600	41,280	671,320
O法人	579,590	13,560	566,030	XX法人	440,960	17,040	423,920
P法人	589,980	15,240	574,740	YY法人	273,380	17,760	255,600
Q法人	460,140	22,560	437,580	ZZ法人	392,240	38,040	354,200
R法人	1,599,980	60,360	1,539,620	AAA法人	507,520	25,440	482,080
S法人	523,520	16,440	507,080	BBB法人	334,640	29,520	305,120
T法人	682,620	28,920	653,700	CCC法人	99,720	※2	99,720
U法人	903,370	22,080	881,290	DDD法人	356,800	28,920	327,880
V法人	198,720	※2	198,720	EEE法人	145,648	※2	145,648
W法人	1,837,460	78,600	1,758,860	FFF法人	201,000	※2	201,000
X法人	785,770	43,920	741,850	GGG法人	522,672	42,000	480,672
Y法人	668,120	24,240	643,880	HHH法人	375,960	25,200	350,760
Z法人	444,130	17,880	426,250	III法人	415,720	19,320	396,400
AA法人	846,520	33,240	813,280	JJJ法人	7,135,520	363,960	6,771,560
BB法人	564,200	28,440	535,760	KKK法人	248,040	14,040	234,000
CC法人	401,890	22,560	379,330	LLL法人	52,200	7,920	44,280
DD法人	1,409,850	35,880	1,373,970	MMM法人	132,720	37,440	95,280
EE法人	492,100	29,040	463,060	NNN法人	62,880	20,040	42,840
FF法人	357,160	※2	357,160	退会員分	258,090	258,090	0
GG法人	335,240	15,600	319,640	法人合計	104,179,210	5,095,050	99,342,330
HH法人	547,560	29,640	517,920	合計	204,179,290	105,095,050	99,342,330

※1 現実には3カ年分を出資しているとのことであるが、本表上業務方法書第26条の規定どおりに算定した。

※2 休園中のため空欄とした。

(2) 財務諸表に記載間違いや改善すべき点等が見受けられた(指摘事項)

- 平成22年度の財務諸表に次のような問題点が見受けられた。
- ① 収支計算書に対する注記に「資金の範囲」についての記載が漏れている。
 - ② 「財務諸表に対する注記」の記載が全て漏れている。
 - ③ 指定正味財産の計上がされていない。
 - ④ 1年内回収予定長期貸付金が区分計上されていない。

平成22年度の財務諸表について公益法人会計基準の「平成16年基準」によって作成されているが、次のような問題点が見られた。

- ① 収支計算書は財務諸表から除外され、ガバナンスのための計算書類として位置づけられているが、当該計算書の注記の中に「資金の範囲」の注記が記載されており、記載漏れとなっている。なお、平成21年度の収支計算書には当該記載は行われている。
- ② 上記と同様に「財務諸表に対する注記」についても平成21年度の財務諸表には当該記載は行われているが、平成22年度の財務諸表には記載漏れとなっている。
- ③ 県や私立学校法人からの出資金は指定正味財産に該当するが、一般正味財産に含めて計上されている。当該出資金は指定正味財産として正味財産増減計算書や貸借対照表に計上すべきである。
- ④ 1年内回収予定の長期貸付金を「貸付金」の勘定科目で「その他の固定資産」に計上しているが、契約により1年内に回収が予定されるものは、「1年内回収予定長期貸付金」の勘定科目で流動資産として区分計上すべきである。

(3) 幼稚園等への貸付業務実施において準拠すべき規定に不備が存在する(指摘事項)

当法人の財産は、現金預金 108 百万円、幼稚園や高等学校への貸付金 136 百万円であり、借入金等の負債はない。当法人にとって、貸付業務は主たる業務であり、貸付を行うにあたっては、現在社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書に準拠して行う必要があるが、この業務方法書は実態とかけ離れているばかりか、条文自体に整合性がない。また運用上の問題もあるため抜本的に見直しして、理事会で再検討すべきである。

当法人の財産は、現金預金 108 百万円、幼稚園や高等学校への貸付金 136 百万円であり、借入金等の負債はない。当法人にとって、貸付業務は主たる業務であり、貸付を行うにあたっては、社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書に準拠して行う必要があるが、同書第 2 章「貸付」の各条項の適用に当って以下のような諸問題が発生している。

①第 8 条で貸付を受けようとする者は、「物上担保を提供しなければならない」と規定されているが、すべて融資に当たり担保の提供を受けているわけではない。実際の運用は、2,000 万円超の貸付の時に物上担保がとられているので、今後そのような取扱を行うのであるならば、業務方法書の記載を訂正すべきである。

②第 8 条で確実な連帯保証人を立てた場合で、理事会が承認したときは担保提供が免除される旨の規定がある。現実の運用に当たっては連帯保証人 2 名を要求しているが 2 名を用意することは困難な状況にあり、監事が連帯保証人となっているケースが見られる。連帯保証人の人数の緩和も検討して値するものと思われる。また、監事が連帯保証人となっている場合には、監事監査の独立性の観点から不適当であり、連帯保証人の適格者から監事は除外すべきである。

「社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書」

第 8 条 貸付を受けようとする者は、物上担保を提供しなければならぬ。ただし、確実な連帯保証人を立てた場合で、理事会がこれを承認したときはこの限りではない

③第 6 条の第 1 項 2 号と第 2 項は矛盾する項目であるため、第 2 項を削除することが必要である。

「社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書」

第 6 条 貸付の限度は、次の各号により算出する額のうちもっとも低い額とする。

- (1) 貸付を必要とする事業資金の 75/100
 - (2) 出資額に関わらず、貸付金の未償還額を併せて 4,000 万円を限度とする。
 - (3) 物上担保による場合は、その担保物の時価の 70/100
- 2 前項の場合において、貸付金の額と未償還金の額の合計額は、前項第 2 号のただし書きの額の 2 倍を超えないものとする。

④第 11 条で、貸付を決定したときは、貸付契約書(第 6 号様式)により契約を結びとあるが、第 6 号様式がなく、第 7 号様式の中に貸付借用契約証書(保証貸)と同(担保貸)があるので改訂する必要がある。

「社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書」

第 11 条 前条の規定により貸付を決定したときは貸付契約者(第 6 号様式)により契約を結び、貸付を行うものとする。

⑤第 12 条で利息は、半年ごとに徴収するものとするがあるが、実際は半年ごとに徴収しているのではなく、5 月 31 日と 9 月 30 日に徴収しているため、実態に即して改訂するか、業務方法書と併りにするか検討する必要がある。

「社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書」

第 12 条 利息は半年ごとに徴収するものとする。

⑥第 13 条で、貸付の対象となった事業の完了後、理事長に提出しなければならない書類として、契約書の写し、事業完了報告、完成写真の記載があるが、代金の領収書の写しや工事変更契約書の写しも貸付の実態の把握のためには必要であると考えられる。

「社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書」

第 13 条 貸付の対象となった事業の完了後、次の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施区分毎の契約書の写し、又は事業完了報告
- (2) 事業実施区分毎の完成写真

⑦第 9 条第 2 項では、資金借入申込書には、事業計画書(第 2 号様式) 資金計画書(第 3 号様式)の書類を添えなければならないとされているが、第 2 号様式、第 3 号様式には、通常の設備事業計画と耐震工事計画の 2 種があるので、その旨業務方法書に記載することが望ましい。

「社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書」

第 9 条第 2 項 前項の申込書には次の書類を添えなければならない。

- (1) 事業計画書(第 2 号様式) 資金計画書(第 3 号様式)及び資金償還計画書(第 4 号様式)
- (2) 資金収支予算書(当該年度のもの)(学校法人会計基準による様式)
- (3) 資金収支予算書(前年度のもの)(学校法人会計基準による様式)
- (4) 理事会議事録抄本(第 5 号様式)

以上のように、この業務方法書は実態とかけ離れているばかりか、条文自体に整合性がなく、また運用上の問題もあるため抜本的に見直しして、理事会で再検討すべきである。

(4) 融資に当たって物上担保の提供を受けているが、平成18年度以前は担保物の時価の査定が行われていない(指摘事項)

平成18年度以前は融資に当たって提供を受ける担保物について、評価額の根拠資料の提示を受けたり、時価の査定が行われていない。当該担保物の評価額は業務方法書に記載された貸付限度額算定の根拠になるだけでなく、貸付金回収の担保となるものであることから今後も時価査定等を適正に行うべきである。

業務方法書第8条で融資に当たり物上担保の提供を規定し、実際の運用にあたっては、2,000万円超の貸付の時には物上担保の提供を要求している。また、第6条第1項第3号で物上担保による場合は、その担保物の時価の70/100を貸付限度額算定時の一項目としている。融資に当たっては抵当物件の評価額を記載した「抵当権設定の状況」を申込書に添付させ、理事会の協議資料に当該金額を記載の上融資の審査を行っている。当該評価額は融資先が記載したものであり、評価の根拠となる資料の提示を受けている。平成18年度以前においては当法人がその評価額の検証を行っていない。

平成19年度の融資に当たっては、事務局長が簡便的ではあるが近隣の地価調査基準地の価格をもとに担保物件の評価書を作成し、理事会の協議資料としている。現実の運用に当たっては融資額を超えるような価値のある担保物の提供を受けているものと思われるが、融資に当たっては理事会への協議資料として、融資先から評価額の根拠資料の提示を受けるか又はこのような時価査定書類を用意すべきである。学校法人にあって教育施設については固定資産税が非課税であることから市町村の固定資産税評価額が表示されていない。近隣の公示価格や基準地価格をもとに査定することも必ずしも否定するものではないが、規準となる価格にどの価格を適用すべきか専門的な知識も必要とする。そこで担保物の時価査定的手段として、土地については相続税の路線価地域内では財産評価通達により、また、その他の地域では財団法人資産評価システム研究センターが開示している全国地価マップの固定資産税路線価等の資料を参考に簡便的な時価査定を行うことも検討すべきである。建物については各学校法人の帳簿価格を時価査定参考価格として入手すること等が必要であると思われる。

(5) 当法人を含む3つの団体に共通発生する人件費の負担割合についての再検討が必要である(意見)

当法人の負担金2,700,000円(毎年定額)については、当法人、社団法人山梨県私立幼稚園協会、山梨県私立中等高等学校連合会の3つの団体4人の人件費総計19,830,000円のうち、当法人が負担する人件費であるが、4人の職員の各団体への従事割合を再調査のうえ決定することが必要である。また現在進行中の公益認定・一般認可申請に際しても重要な事項であると考えられる。

現在、当法人と社団法人山梨県私立幼稚園協会及び山梨県私立中等高等学校連合会の3つの団体の業務を4名の職員で行っている。それぞれの団体の人件費の負担は次のとおりである。

職員4名分給与	16,350,000円
福利厚生費	3,480,000円
人件費合計	19,830,000円

- ①当法人は上記19,830,000円のうち、毎年定額で2,700,000円としている。
- ②社団法人山梨県私立幼稚園協会及び山梨県私立中等高等学校連合会は、上記人件費19,830,000円から振興会負担額2,700,000円と、山梨県からの補助金6,000,000円を控除した額を折半し、それぞれ5,565,000円を負担している。
→19,830,000円-2,700,000円-6,000,000円=11,130,000円
11,130,000円×1/2=5,565,000円

当法人の人件費の負担額は、毎年定額で2,700,000円とされているが、4人の職員がどのようにな3つの団体の仕事をしているか(従事割合)の再調査を行い、業務実態に対応した人件費の負担とすべきであることが必要である。また、現在当法人が進めている公益社団法人への移行認定や一般社団法人への移行認可申請に際しても重要かつ必要となる事項であると考えられる。

(6) 助成金の交付事業について、より正確な収支予算のもと助成金額を決定すべきと思われる (意見)

助成金を交付した事業の収支報告によると、185万円の収支差額を生じている事業がある。当初の収支予算を前提として、助成金額が決定されていることから、より正確な収支予算を作成し、その上で助成金額を決定すべきと思われる。

当法人の業務方法書には、助成を行うことのできる事業として次のとおり記載されている。

- 第3章 助成 (助成の対象)
- 第15条 助成を行うことのできる事業は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 会員が行う施設設備の整備改善の事業
 - (2) 会員等で組織する団体がその目的達成のために行う事業
 - (3) その他私学振興のための必要な事業

平成22年度に当法人は、山梨県私立中学高等学校連合会 (以下、連合会という。) の「第47回中部地区私学教育研修会」の実施にあたり、上記(2)の事業として70万円の助成を行っている。

この研修会は、中部地区の各県により持ち回りで行われており、本県では数年ぶりの開催となる。平成23年3月23日に提出された助成事業者からの実績報告書によると、収入合計9,431,903円に対し支出合計7,584,569円であり、収支差額は1,847,334円であった。この収支差額は、助成事業者の「中部私学研修会計」名義の普通預金内に、当該事業が終了した現在も資金はそのまま残っており、連合会の特別会計として報告されている。今後も、他県で開催される先の私学教育研修会の参加資金に使用する予定という。

- 収支差額が生じた主な理由は、
- ① 「地元開催のため参加者を多く募った
 - ② 「支出の軽減を図った

といった、自助努力による残余資金という。この事業は、当法人70万円のほか、下表のとおり山梨県60万円及び甲府市10万円を助成金として交付している。当初の収支予算を前提としてこれらの補助金額が決定されていることから、上記のような理由が存在することはいえ、より正確な収支予算が作成されていればこのような収支差額が生じる事はなかったものと思われる。結果としてではあるが、その場合には、県や当法人から交付される助成金額にも影響していた可能性もあるものと思われる。

また、当該助成金は、あくまでも本県において「中部地区私学教育研修会」を開催に

するにあたっての助成金である。上記の収支差額は、今後他県で開催される同じ研修会への参加資金として使用される予定ではあっても、本県開催に対する助成という当初の目的とは厳密な意味では異なる使途に充当されることとなる。

したがって、このような余剰資金が発生しないような適切な収支予算を作成の上、助成金額を決定すべきであると思われる。

※「中部私学研修会計」の収支決算書 (監査人が略記)

科目	予算額	決算額	増減	備考
参加費	6,000,000	6,910,000	910,000	参加費@10,000円×691名
補助金	1,400,000	1,400,000	0	山梨県60万円・甲府市10万円・私学振興会70万円
助成金	800,000	850,000	50,000	私学研修福祉会
他の収入	300,000	271,903	△28,097	
収入合計	8,500,000	9,431,903	931,903	

収支決算書 支出の部 (単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	備考
支出合計	8,500,000	7,584,569	△915,431	
収支差額	0	1,847,334	1,847,334	

5. 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

(1) 預金出納帳 (総勘定元帳の預金科目) の記帳を適時適切に行うべきである (法人本部) (指摘事項)

現金・預金の実査時に預金出納帳 (総勘定元帳の預金科目) と預金通帳の照合を行ったが、通帳の記載内容が総勘定元帳へ適切に反映されていなかった。預金出納帳の記帳を適時適切に行うべきである。

社会福祉法人山梨県社会福祉事業団の法人本部では、原則的に現金を持たず、預金について日々出納業務を行っている。往査時に預金の実査を行ったが、記帳されていた預金通帳と預金出納帳 (総勘定元帳の預金科目 001-002) との照合を行ったが、通帳の記載内容が総勘定元帳に反映されておらず、下記の通り一部記帳漏れが生じていた。

総勘定元帳の記載 (8/29 の一部、8/30)

年月日	借方金額 (円)	貸方金額 (円)	残高
23. 8. 29			87, 893, 547
23. 8. 30	51, 549		87, 945, 096

銀行預金通帳の記載 (8/29 の一部、8/30)

年月日	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引金額 (円)
23. 8. 29	105		87, 893, 442
23. 8. 30	3, 007		87, 890, 435
23. 8. 30		106, 177	87, 996, 612
23. 8. 30		72, 526, 734	160, 523, 346
23. 8. 30		51, 549	160, 574, 895
23. 8. 30		50, 523, 214	110, 051, 681
23. 8. 30	93, 949		109, 957, 732

は元帳記帳漏れ部分

上記の通り、8/29 及び8/30 について元帳残高と通帳残高とに差異が生じている。

出納業務は現金及び預金の取引が生じる都度はその取引内容を記帳し、現金及び預金の残高を日々把握することが必要であり、資金管理等にとって重要な業務である。実際の預金取引に応じて預金出納の業務を適時適切に行うべきである。

(2) 互助会の運営等に不適切な点が見受けられた (指摘事項・意見)

互助会の運営等に次のような問題点が見受けられた。

- ① 互助会規約の事務所所在地が旧所在地のままであった。
- ② 法人から互助会へ補助金を支出しているが、その支出について根拠となる規定がない。
- ③ 当法人は互助会の事業と重複が認められる他の福利厚生サービスにも加入しており、互助会に対する補助金支出 (平成 22 年度実績 : 665, 800 円) は過剰なものと思われる。
- ④ 平成 19 年度～平成 21 年度の収支計算書がなく、総会等の開催も行われていない。
- ⑤ 互助会の資金残高について計画的な維持が必要である。
- ⑥ 意見としてはあるが、互助会から支給される資格取得奨励金については給与課税の可能性を認識した上で、制度の運営を行うことが必要である。
- ⑦ 他の福利厚生サービス団体からクラブ活動の助成を受けられるが、平成 19 年度以降当該助成の申請が行われていない。意見としてはあるが、申請するクラブ活動にはらつきがあるものの、活発な活動を促すためにも、制度の周知徹底が必要と思われる。

当法人には、職員の相互扶助と福利厚生及び職員の資質の向上のため山梨県社会福祉事業団職員互助会を設けている。職員は当該互助会へ任意に加入し、掛金月額 200 円を納入のうえ、法人から同額の一般補助及び出張に伴う特別補助を得ている。

その主な事業は次の通りである。

- 1 慶弔金・退職慰労金の給付事業
- 2 クラブ活動に対する助成事業
- 3 「かえで荘」の宿泊に対する助成事業
- 4 資格取得に対する奨励金支給事業
- 5 貸付事業

当該互助会の規約、事業内容、運営等について、次のような問題点が見受けられた。

- ① 山梨県社会福祉事業団職員互助会規約を設けて規約に則り運営しているが、平成 20 年 4 月 1 日以降規約の改正が行われておらず、事務所所在地について法人本部が従来所在した場所のままとなっていた。法人本部の現所在地へ速やかに変更すべきである。

- ② 当法人から職員の掛金月額 200 円と同額の一般補助 (平成 22 年度実績 : 665, 800 円) が行われているが、当該補助について規定がされていない。根拠となる規定を設けるべきである。
- ③ 当法人は職員の福利厚生の一環として社会福祉法人福利厚生センターに加入 (掛

金：年額 1 万円/名) し、職員は上記の慶弔及び資格取得とほぼ重複するような内容で祝品や弔慰金・見舞金を受給することができ、またクラブ活動に対する助成も行われている。法人から当該互助会への補助については職員の福利厚生に関する過剰な支出と思われる。

④ 平成 19 年度～平成 21 年度の収支計算書が作成されていない。また、当該収支計算書等は運営委員会の承認が必要であるが、承認も行われていない。

⑤ 互助会では加入者の退職にあたり規約に基づき退職慰労金を給付している。互助会が支給すべき平成 22 年度末の退職慰労金要支給額は 4,557,000 円であり、一方互助会が所有する預金残額に貸付金残高を加えると 4,577,171 円である。後者が前者をやや上回っているため現状では退職慰労金の支給に問題はないものと思われるが、平成 22 年度の事務費・事業費等(出産に伴う特別給付を除く)の合計は 180 万円ほどであり、掛金及び法人からの一般補助の合計 133 万円を超える支出となっている。今後は毎年度の退職慰労金要支給額を考慮しながら事業の運営を行うことが必要である。

⑥ 加入者が社会福祉事業に関する一定の資格を取得した場合、奨励金 2 万円(1 名 4 万円が限度)を交付している。法人が職員の資格取得について金銭の給付を行った場合には、その支給が社会通念上一般的であり、かつ金額が相当なものを除き、給与として所得税の課税が行われ(所得税基本通達 28-5)、源泉徴収が必要となる。当該資格取得に関わる一時金についても検討を要するものであるが、給与としての認定が行われると、互助会も法人から 1/2 の補助金を受けていることから、その支給に対して補助金相当額については同様に給与としての認定が行われる可能性も否定できない。したがって、この課税面からの検討を行った上で制度の運営を行う必要性も認められる。

⑦ 当法人が加入している前記(社福)福利厚生センターでは申請に基づきクラブ・サークル活動助成(各クラブ等への所属会員当たり 1,000 円/名)を行っているが、平成 19 年度以降当該助成の申請が行われていない。各クラブ等からの申請がなかったことによるものとのことである。法人内に存在するこれらクラブ団体の活動にはばらつきがあるが、職員の福利厚生を充実させる点においても、制度の更なる周知徹底が必要と思われる。

(3) 職員に対する諸手当が委託費として支給されていた(指摘事項)
職員に対する手当等の支払いのうち一部が委託費として計上されている。本来は給与として合算して支払い、所得税の源泉徴収を行うべきである。

① かねて非
かえで荘の宿直担当者が宿直時に風呂の掃除をしたときに、風呂掃除の委託料として委託費が計上されている。10%の源泉徴収は行われているものの、本来は給与として処理すべきものである。

② 聴覚障害者情報センター
職員が手話通訳した場合の報酬が委託費として計上されている。10%の源泉徴収は行われているものの、本来は給与として処理すべきものである。

何れも所得税の源泉は行われているものの、業務の内容はともかくとして雇用関係を前提として支払われるものであり、報酬として源泉を行うことは所得税法上間違った処理である。給与と報酬では所得税の源泉徴収金額は異なり、当該職員の給与水準や控除額によっては源泉徴収不足が生じ、税務上問題となることがある。給与額によって徴収が行われる社会保険料等も徴収不足が生じる恐れがある。また、給与とは別に支給されているため、職員側でも当該委託費が他の所得とあわせて 20 万円を超えた場合には確定申告をする必要がある。法令の遵守が望まれる。

(4) 食堂運営を委託している会社に対し、ガス料金の負担を請求すべきである(意見)

現在契約上、食堂運営委託会社に対して光熱費の請求を行っていない。電気代については別メニューを設ける等の手間もかかるが、厨房のガスについては当該会社で使用しているだけであり、ガス代については請求することを検討すべきである。

かえで荘では食堂運営を民間会社に委託している。現在の契約では光熱給水費は社会福祉事業団の負担となっている。
水道代や電気代については切り分けが難しいものの、ガス代については厨房のみで使用することが明らかである。そこで、ガス使用量を削減するインセンティブを持たせる観点からもガス代については契約を変更して委託会社に請求することを検討すべきである。

(5) 講師の交通費について実費精算を検討するべきである (意見)

講師に対して報酬及び交通費を支払っているが、現在は交通費も含め現金で支払っているため、交通費にかかる所得税も負担している。遠方の講師の場合は交通費について実費精算を行い、負担の軽減を検討すべきである。

聴覚障害者情報センターにおいて、講師に報酬及び交通費の現金支給を行っており、報酬＋交通費の支給額に対して所得税を源泉徴収している。

現在の処理は、所得税法の規定に従った処理であり問題があるわけではないが、所得税法に規定されている実費精算にすれば交通費にかかる所得税分は節約できる。

所得税基本通達 204-4

報酬・料金等の支払者が、旅行、宿泊等の費用を負担する場合に、その役務を提供する人に対して交付されるものではなく、支払者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内の場合には源泉徴収をしなくて差し支えない

遠方の講師の場合は交通費分に対する所得税の負担額も無視し得ない金額となるので、乗車券を送付する等の経費削減策も検討する必要がある。

(6) かえで荘のマッサージ機の現金回収に関して内部牽制を図るべきである (意見)

かえで荘にマッサージ機を4台設置しているが、当該マッサージ機のコインタイマーに利用者が投入した利用料を月末に職員が現金回収している。現金回収は職員1人で行っており、内部牽制が行われていない。

かえで荘にマッサージ機を4台設置しており、当該マッサージ機の利用料金は利用者が10分間100円の利用料を現金で機械に付属しているコインタイマーに投入し利用している。コインタイマーによる収入は証拠書類が残らないため、後から適正に処理されたかどうかを検証することは困難であり、向らかの内部統制がなければ、着服することも不可能ではない。従って、2人で回収し他人のチェックが入るような内部統制を構築することが必要である。

(7) 経理規定に従った管理がされていない事例が見られる (指摘事項)

経理規定に従った管理が行われていない事例や不適切な管理の事例が見られる。

- ① 現金金種表を作成していない
- ② 固定資産管理責任者の任命がない
- ③ 実地棚卸をしていない

① 当法人では、経理規程第26条に従い小口の支払いを定額資金前渡し制度による資金(小口現金)により行っているが、日々の現金有高を示す金種表を作成していない施設があった。

経理規定では次のとおり記載している。

「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程」

(残高の確認)

第28条 会計責任者は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合しなければならない。

小口現金は、出納職員が管理し会計責任者が監督すべきであるが、金種表での確認がないということは、現金の実地照合をしていないことであり、現金残高の信憑性を損ねることとなる。適正さを欠いているので早急に改善する必要がある。

② 経理規定では、固定資産管理責任者の任務について次のとおり記載している。

「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程」

(現物管理)

第48条 固定資産の現物管理を行うために、理事長は固定資産管理責任者を任命する。

2 固定資産管理責任者は、固定資産の現物管理を行うため、管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

(現在高報告)

第45条 固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し固定資産現在高報告書を作成し、これを会計責任者に提出しなければならない。

2 会計責任者は、前項の固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳を照合し、必要な記録の修正を行うとともに、その結果を理事長に報告しなければならない。

(下線部は監査人)

任命の発令状況を確認したところ、固定資産管理責任者の任命は、どの施設もなかった。上記のとおり、固定資産の管理は会計年度末だけでなく期中においても随時行う必要がある。固定資産管理責任者が不在では、固定資産の実物との突合、使用状況の調査、

廃棄処分手続きなどの法人内での現況管理を曖昧にする要因となることも考えられる。資産の現況把握は資産の有効活用につながることもなるので、経理規定に従い早急に固定資産管理責任者を任命し対処する必要がある。

③ 経理規定では、棚卸資産について次のとおり記載している。

「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程」
 (棚卸資産の評価及び管理)

第38条 貯藏品等の棚卸資産のうち、以下に定める資産については、その品目ごとに受払帳を備え、異動及び残高を把握しなければならない。(ただし、棚卸資産は、未使用のものに限る。)

- ア 事務用の用紙
- イ 法人のパンフレット
- ウ 切手、収入印紙
- エ 介護用品、利用者の寝具
- オ 職員の制服

2 会計責任者は、毎会計年度末において棚卸資産の実地棚卸を行い、正確な残高数量を確かめなければならない。

3 会計年度末の棚卸資産は、最終仕入原価法により評価する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、棚卸資産のうち、毎会計年度一定量を購入し、経常的に消費するもので常時保有する数量が明らかに1年間の消費量を下回るものについては、販売用品及びこれに準ずるものを除き、その購入時に消費したもものとして処理することができる。

当法人の貸借対照表の「貯藏品」の残高は、上記の第4項の条件に適合するため数値はゼロである。ただし、第2項の記載のとおり会計年度末に実地棚卸を行うこととなっているが、下表のとおり、すべての棚卸を行っていたのは豊寿荘のみであった。

品目	本部	豊寿荘	明生学園	桃源荘	きぼうの家
事務用の用紙	×	○	×	×	×
法人のパンフレット	☒-対応	☒-対応	☒-対応	×	×
切手、収入印紙	○	○	在庫なし	○	○
介護用品、利用者の寝具	△	○	在庫なし	×	×
職員の制服	毎年法人で必要数を一括購入しているため、在庫なし				

品目	もえぎ寮	はまなし寮	かえで荘	情報センター
事務用の用紙	×	×	×	×
法人のパンフレット	☒-対応	×	×	×
切手、収入印紙	○	○	○	○

介護用品、利用者の寝具	在庫なし	○	在庫なし
職員の制服	△		

実地棚卸の目的は、残高数量の確認に留まらず、「不良在庫の確認」「過剰在庫の削減」「不正使用の排除」等といった経営上の内部牽制にあるので、本来、会計年度末だけでなく月々実地棚卸をすることが望ましいと思料される。また、先の第4項は、社会福祉会計基準の注解の「重要性の原則」より経理処理の簡便法を述べているのであって、このように実地棚卸を省くことは規定に反していると言える。経理規定に従い貯藏品についても実地棚卸を適切に実施すべきである。

(8) 桃源荘の基本財産にあるべきはずの短期入所と通所介護の建物の資産計上が欠落している (指摘事項)

桃源荘の経理区分に短期入所と通所介護があるが、基本財産にあるべきはずの建物の資産額が載っていない。適切に評価し資産計上すべきである。

桃源荘の平成22年度の貸借対照表を確認したところ、経理区分の短期入所と通所介護の基本財産に建物勘定の記載がなかった。また、固定資産台帳にも記載がなかった。桃源荘のパンフレットによると、平成3年10月に「シヨートステイ室増築(8名)」 「デイサービスセンター事業開始」とあり、面積も450.35平方メートル増築しているという。確認したところ、平成17年4月に県より建物を移管されたが、県の公有財産台帳の「特別養護老人ホーム桃源荘本館」に平成3年10月の内容について記載がなく、価額不明のため計上できない状況にあるということであった。不適切な処理なので、県と協議のうえ早急に対処することが必要である。

(9) 会計処理に不適切な事項が見受けられる (指摘事項)

会計処理の問題視される事例が次の通り見られた。

- ① 未収金の残高の差異
- ② 固定資産の計上洩れ
- ③ 未収金と未払金の額の不一致

① (豊寿荘) 国民健康保険団体連合会の未収金台帳
連合会の未収金を確認したところ、平成 23 年 2 月及び 3 月の請求額に対し残高に 502,600 円の差異があった。この連合会への介護報酬の請求は、請求内容を審査した結果 2 カ月後に入金される。月々の請求額と入金額を突合したところ、相違している月が数件あった。これは、審査のさいの「過剰の請求」「保留金の入金」等による調整額と推測される。先の差異は、このような調整額の仕訳がないため生じたものと思料される。このままでは、不明瞭な未収金額が推移し翌年度へも影響することとなるので、差異の内容を調査し早急に対処することが必要である。

(豊寿荘) 利用者負担金の未収金台帳
利用者への平成 22 年 8 月の請求に対し、入金額に差異が生じていた。確認したところ、入金額が正しく、請求額の計上に誤りがあるということであった。是正が必要である。
(豊寿荘) 処遇改善交付金の未収金台帳
先の国民健康保険団体連合会と同様に月々の残高に差異が生じている。差額調整の仕訳処理の欠落と思料されるので是正が必要である。

(桃源荘短期入所) 利用者負担金の未収金台帳
平成 23 年 3 月期の利用者負担金の未収計上が洩れている。

② (豊寿荘) 固定資産台帳
平成 23 年 3 月期の貸借対照表と固定資産台帳を突合したところ、下記のとおり金額が一致していなかった。

養護老人ホーム 豊寿荘 (単位：円)

	貸借対照表	固定資産台帳	差異
建物	287,631,917	287,631,917	0
構築物	10,652,667	9,502,667	1,150,000
器具・備品	4,395,773	4,481,487	△ 85,714
機械・装置	103,461,236	103,112,111	349,125

総勘定元帳を確認したところ、下記の資産が固定資産台帳より洩れていた。

(単位：円)

科目	日付	摘要	金額
構築物	H22.10.25	墓地外柵石塔一式	1,150,000
機械・装置	H22.5.14	浄化槽装置	349,125

また、器具備品の差異については、下記の資産によるものである。

(単位：円)

資産の名称	取得年月日	取得価額	期首帳簿価額	当期減価償却費	減価償却累計額	期末帳簿価額
高圧蒸気滅菌機	H20.4.11	155,844	85,714	35,065	105,195	50,649

平成 21 年度に資産計上すべきところを経費処理したため、平成 22 年度の固定資産台帳に記載したが、貸借対照表及び事業収支計算書に修正仕訳を入れるのを失念したものと思料される。上記資産とともに是正が必要である。

(豊寿荘) 固定資産台帳
固定資産の償却費は、会計基準の規定により、平成 19 年 4 月 1 日以降取得の資産から下記のとおりとなった。

減価償却資産の残存価額は、取得価額のゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘勘定を控除した金額に達するまで償却できるものとする。

豊寿荘では、平成 20 年度において、上記の対象となる資産の減価償却費を以前の規定まま計算したため、下記の金額が償却不足となった。この償却不足額は、平成 21 年度に正規の償却額に加算し是正している。

	建物	構築物	機械装置	器具備品	計
養護老人ホーム	801,203	77,117	737,008	173,584	1,788,912
特別養護老人ホーム	463,068	60,115	578,224	288,892	1,390,299
訪問介護事業所	8,516		7,886		17,220
計	1,272,787	138,050	1,323,118	462,476	3,196,431

しかし、平成 22 年度においても、先の償却不足額を加算したままの償却費を計上していた。そのため、平成 22 年度は上記の償却費が過剰となり、資産残高が其々過少となっている。是正が必要である。

(明生学園) 固定資産台帳

固定資産台帳によると、車両運搬具にワゴン車 1 台の記載があるが、それに対する車両リース料の記載が「その他の固定資産」にない。金額を確認のうえ是正する必要がある。

また、以下の資産は、現物はあるものの、固定資産管理台帳に記載されていなかった。

1. 特殊浴槽（1セットは管理台帳に記載されていなかった）
 2. カラオケセット
 3. 放送設備
 4. 防災設備
 5. 利用者の会が使用している金庫
- その他にも丸テーブルやベッド等、他の施設から移管されてきたものについて固定資産管理台帳に記載されていないものが散見された。

③（豊寿荘）未収金及び未払金明細表

豊寿荘では、施設内で資金の繰替及び共通経費の負担の振替を行っており、会計年度末に未収金と未払金に載っている。その額は相対するので、双方同額が載ることになるが、下記のとおり一致していなかった。

項目	経理区分（科目）	金額	経理区分（科目）	金額	差異
介護サービス加算金	特定施設入居者生活介護（未収金、その他の流動資産）	496,215	養護老人ホーム（未払金）	3,349,421	△ 2,853,206
施設共通経費	養護老人ホーム（未収金）	0	訪問介護（未払金）	484,297	△ 484,297

当該不一致により、収入の計上遅れ及び経費の過大計上となり、平成22年度の収支差額に3,337,503円の過誤を生じていることとなる。差異の内容を調査し、早急に対処することが必要である。

（10）各施設から本部への繰入金処理について、損益の状況を見るという目的からすると各施設にて経費処理することが望ましい（意見）

介護保険事業は、損益計算を重視し収入とその事業コストのバランスを見るという目的があるので、本部への事務コストの繰入金を各施設及び経理区分にて経費処理することが望ましい。

当法人では、各施設の事務作業を本部で一括処理している。そのため、各施設は、収入及び職員数より負担割合を算出し下記のとおり本部に繰入れている。

平成22年度繰入金

（単位：円）

施設名	繰入額	うち本部への繰入金
豊寿荘	9,701,000	7,200,000
明生学園	4,200,000	4,200,000
桃源荘	20,081,000	16,200,000
きぼうの家	14,400,000	14,400,000
もえぎ寮	8,544,457	4,800,000
はまなし寮	7,804,494	7,800,000
かえで荘	4,200,000	4,200,000
情報センター	1,200,000	1,200,000
計	70,130,951	60,000,000

このように、本部に繰入れ、本部にて事務負担の実質経費（人件費、事務費、事業費）を処理することは、実務的にも経理的にも有効な方法といえる。

しかし、平成12年に介護保険法が導入され、社会福祉法人会計基準も一新され、経理処理が見直された背景には、介護事業において、介護報酬を得るためにどれほどの経費（コスト）がかかるのか、介護報酬の基準を算出するための分析データとして、減価償却費を組み入れた損益計算書（事業活動収支計算書）を必要としていることが挙げられる。

当法人の経理処理では、各施設の繰入金支出は、損益計算書（事業活動収支計算書）の「事業活動外支出」に表示され「福祉事業活動」に反映されず、介護報酬を得るための経費（コスト）より外れてしまう。そのため、事務作業コストを各経理区分の人件費、事務費及び事業費で経理処理することが望ましいと思料される。

(11) きぼうの家の建物が未登記である (指摘事項)

基本財産である「きぼうの家」の建物の登記ができない状況にある。未登記の状態は固定資産管理の観点からも望ましいものではなく、早期に改善を図るべきである。

当法人の登記簿謄本を照合したところ、「きぼうの家」の建物謄本がなかった。

説明によると、平成17年4月に、県より建物を移管され所有権登記を進めていたところ、きぼうの家の建物が建っている地番は「字」が3つに分かれており、「字」は公図も別々で、国勢調査も入っていないため字界が一致せず、現状の形状と異なるため、法務局より、測量等を行い筆界や赤道等の位置を明白にしたうえで再度申請する旨を伝えられたという。そこで、事業団は、平成18年3月に、土地の所有者である県に対し、隣地の所有者との境界の問題等もあり事業団では作業できないことを伝え、対応を依頼し現在に至っている。未登記建物の存在自体が固定資産管理上望ましいものといえず、増改築時における建築確認等の際に支障を来たす可能性もあることから、県の早期対応を望むところである。

(12) 県より移管された資産の耐用年数に誤謬が見られる (指摘事項)

県より移管された資産の耐用年数に誤謬が見られるので訂正が必要である。

当法人の経理規定第46条2に「減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)によるものとする」とあり、いわゆる税法上の法定耐用年数を採用している。桃源荘の固定資産台帳によると、本館の耐用年数が「43年」となっていた。桃源荘の建物は、登記簿謄本によると「鉄骨コンクリート造陸屋根・スレートふき2階建」である。用途分類は「病院用」となり、税法上の法定耐用年数は「39年」である。この建物は、県から移管された物件であり中古資産となるので、経過年数を考慮する必要がある。

確認したところ、県の「公有財産台帳」の「特別差遣老人ホーム桃源荘本館」の耐用年数の欄は「50年」となっており、そこから中古資産の耐用年数の見積もりの簡便法による算定をしたため「43年」であった。県の「公有財産台帳」では、この資産の種目を「事務所」としているため、法定耐用年数は50年となる。しかし、桃源荘での用途は「介護老人福祉施設」なので39年が正しく、訂正が必要である。

前述したような耐用年数に違いのある資産が、桃源荘を含め他の施設にも散見されるので、再度見直しを行い訂正する必要がある。

(13) 国庫補助金等特別積立金取崩額が減価償却費より先行計上されているので注記することが望ましい (意見)

社会福祉法人会計基準の計算法によっているため、国庫補助金等特別積立金取崩額が減価償却費より先行して計上されるため多額の収益を生じているので、その旨を注記することが望ましい。

当法人では、県より建物、構築物を無償譲渡されている。そのため、当初の経理処理では、貸借対照表の固定資産の部の「建物」「構築物」と純資産の部の「国庫補助金等特別積立金」に相對するように同額が載っていた。その後、年度ごとの損益計算書(事業活動収支計算書)の経費に「減価償却費」同じく収益に「国庫補助金等特別積立金取崩額」が計上されている。

通常では、当初同額なので「減価償却費」と「国庫補助金等特別積立金取崩額」は同額が計上されると考えられるが、下記のとおり平成22年度までの累計に差額が生じている。

(単位：円)

	減価償却費 (累計)	国庫補助取崩額 (累計)	差額
明生学園	26,972,841	29,914,824	2,941,983
桃源荘	108,472,579	119,110,206	10,637,627
きぼうの家	56,130,076	62,125,745	5,995,669
もえぎ寮	41,026,924	45,437,808	4,410,884
はまなし寮	85,260,979	94,652,422	9,391,443
計	317,883,399	351,241,005	33,377,606

このことは、会計基準の計算の仕方に違いがあることによる。減価償却費は残存価額の1割を除くが、国庫補助金等特別積立金取崩額にはそれが無いいため金額が多くなるのである。そのため事業団では、この計算差額だけで損益計算書(事業活動収支計算書)の収益が、累計で33,377,606円も出ていることとなる。

会計基準の制度に問題があり、平成24年度より施行される新しい会計基準では、この件は改正され、減価償却費と同様の計算を行うこととなり、過去の累積も是正されることとなる。そこで、事業団としては差額が多額となっているので、新会計に移行するまでの期間、その旨を注記することが望ましいと思料される。

(14) 積立金に関して、財務諸表において明瞭な表示を行うことが必要である(意見)

積立金に関し、次の通り不明瞭な記載が見受けられる。

- ①貸借対照表(合算)の積立金の科目名が「その他の積立金」となっているが、目的支出の名称を付す必要がある。
- ②積立金とそれに対応する特定積立預金の金額が整合していない。投資有価証券の一部が積立金に対応していると思われるので、その内容を注記等によって明瞭な表示を行うことが必要と思われる。

当法人は、平成22年度において総額512,869,455円の特定預金への積立てを行っている。会計基準では、積立金について次のとおり記載している。

(その他の積立金)

第35条 その他の積立金には、将来の特定の支出又は損失に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動収支計算書の当期末繰越活動収支差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

2 前項に規定する積立金は、積立ての目的を示す名称を付すものとする。

3 第1項に規定する積立金は、その積立ての目的である支出が行われた会計年度において取り崩すものとする。

4 第1項に規定する積立金をその積立ての目的以外の理由で取り崩す場合には、その旨、その理由及び金額を事業活動収支計算書の脚注として記載するものとする。

(下線部は監査人)

その他の積立金は、貸借対照表の「純資産の部」に計上される。また、その同額が、特定預金として定期預金等に積立て、貸借対照表の「固定資産の部」に計上することとなる。

① 第2項では「積立ての目的を示す名称を付すもの」とある。
当法人の平成22年度の貸借対照表(合算)における純資産の部の積立金を下記に記載する。

(単位：円)

科 目	金 額
その他の積立金	82,295,000
建設積立金	146,364,437
人件費積立金	51,260,000
修繕積立金	134,500,000
備品等積立金	98,436,000
授産修繕積立金	14,018
計	512,869,455

積立ての目的を示す名称を付すべきであるが、上記の「その他の・・・」は特定の目的を示したものとはいえない。内容は明生学園の「施設整備等積立金」であり、明生学園事業会計の貸借対照表に明示されていた。しかし、当法人の貸借対照表(合算)は、法人の各会計単位を総合した計算書であり理事会での提示書類となっているので科目名を適正に表示する必要がある。

② 当法人の平成22年度の積立預金(固定資産の部抜粋)と積立金(純資産の部抜粋)を下記に記載する。

(金額：円)

科目	特定預金	科目	その他の積立金	差額
投資有価証券	228,695,000	-	-	228,695,000
繰越特定預金	103,560,000	-	-	103,560,000
-	-	その他の積立金	82,295,000	△82,295,000
建設積立預金	45,050,000	建設積立金	146,364,437	△101,314,437
人件費積立預金	17,000,000	人件費積立金	51,260,000	△34,260,000
修繕積立預金	124,500,000	修繕積立金	134,500,000	△10,000,000
備品等積立預金	66,436,000	備品等積立金	98,436,000	△32,000,000
授産備品等購入積立預金	14,018	授産修繕積立金	14,018	0
計	585,255,018	計	512,869,455	72,385,563

積立金と同額を積立預金とすることとなっているが、上記のとおり一致していない。このことは、固定資産の「投資有価証券」の中が、通常の投資有価証券と特定預金の投資有価証券とに分かれるということであるが、現状の表示では積立の不足あるいは過剰と判断される恐れもあるのでその内容を注記等により明示することが望ましい。

(15) 予定される改築費等の積算を随時見直し、中・長期経営計画に適正に反映させ、計画的な積立金の積立を行うべきである(意見)

明生学園の改築費は、結果として計画の半額以下で納まっている。資金計画に大きく影響する事項なので、今後の改築事業及び大規模修繕事業に関し積算を随時見直し、中・長期経営計画に反映させ、それに伴う資金(積立金)を計画的に積立てる必要があると思料される。

措置費の施設は、以前、措置費収入に対し人件費、事務費及び事業費の用途制限があった。資金収支差額についても、積立金支出との合計額が収入決算額の5%相当額を上回る場合は、収支計算分析表の添付が義務付けられ、職員待遇、入所者処遇等に施設の運営上不適切な事由が認められる場合は、改善計画等により当該事由の解消が図られるように指導されていた。しかし、平成16年5月14日「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」により先の通知が廃止され、運営費の弾力運用が認められることとなった。

そのなかで当期支払資金残高について次のとおり記載されている。
当期支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有とする。(下線部監査人)

明生学園の措置費収入と当期末支払資金残高は以下のとおりであり30%を下回っている。なお、各年度の積立金支出額もあわせて記載する。

	措置費収入	当期末支払資金残高	割合	積立金支出
平成20年度	158,814,721	47,044,202	29.6	23,000,000
平成21年度	147,122,024	43,213,898	29.3	12,000,000
平成22年度	144,715,447	22,264,608	15.3	22,300,000

また、「運営費の用途制限」は積立金について次のとおり言及している。

運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることのできるものである。

- ① 人件費積立金
- ② 施設整備等積立金

明生学園での積立金支出は施設整備等積立金であり、平成22年度の積立金残高は82,295,000円である。また、使用計画については、平成22年3月の理事会において、老朽化した建物の建築年度を見据えた新たな「経営シミュレーション」を提示し、その

中で明生学園の建物について、平成27年度の改築予定を耐震化整備事業の補助金交付に準じ、平成23年度に前倒して改築を実施する旨が報告されている。平成17年に施設等を山梨県より譲渡された当時にも経営計画が作成されたが、昨今の障害者自立支援法の施行や介護保険法の改正など福祉施設の経営環境が大きく変化していくなかで、健全かつ持続可能な経営を維持・発展することを目的に経営計画検討委員会が新たに設置された。当委員会が、平成20年度から21年度に渡り見直しを行い、作成した新経営計画に「経営シミュレーション」が盛り込まれている。この「経営シミュレーション」によると、明生学園の改築費は7億円である。積算根拠として平成20年4月に竣工した豊寿荘の改築費を参考としている。

(単位：円)

	明生学園	豊寿荘
実施	平成23年度	平成19年度
竣工	平成24年3月31日	平成20年4月1日
旧建物構造	鉄筋コンクリート2階建	
新建物構造	-	鉄骨造合金材鋼板葺き2階建
旧建物面積	1,563.63㎡	1,638.40㎡
新建物面積	-	3,324.86㎡
本体建築	400,000,000	400,260,931
解体工事	25,000,000	21,699,669
仮設プレハブ	0	58,962,326
グラウンド整備	20,000,000	19,927,074
建築設備工事	124,000,000	123,690,000
建築電気設備	95,000,000	93,765,000
設計管理費	36,000,000	35,175,000
計	700,000,000	753,480,000
備品類費	50,000,000	36,303,656
総改築費	750,000,000	789,783,656

※豊寿荘は、改築のおり特別養護老人ホームと訪問介護事業を新設している

上記の数値を見る限りにおいては、ほぼ類似した金額である。しかし、豊寿荘が養護老人ホーム定員50名、特別養護老人ホーム定員27名の計77名に対し、明生学園は定員40名である。(明生学園の定員は70名であるが、平成22年度の暫定定員は57名である。また、改築にあたり事業団は山梨県に対し定員40名を提言している。)人員規模では明生学園は豊寿荘の半分程度である。明生学園は一部屋当たりの人員数の相違等により単価が高くなることであるが、積算時の金額が高額すぎるのではないかと思料される。結果としてはあるが、平成22年度末の明生学園の当該改築費等の入札価額は31,258万円である。やはり、改築計画の積算と対比すると適正な積算価額であつ

たとは言いやいと判断される。

当該改築に伴う補助金は23,430万円である。これは、平成21年7月31日付、厚生労働省「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」の児童養護施設の基準単価(本体工事及び解体工事、仮設施設整備工事)に定員40名を掛けて算出される。よって、改築計画での自己資金は、備品費を除くと46,570万円であった。しかし、入札の結果、自己資金は、入札価額に設計監理費1,180万円を加え、補助金23,430万円を差し引くとして9,008万円となり、当該計画に対し5分の1に減少した。したがって、今後の資金計画も大幅に見直されることとなると思われる。平成22年度の「経営シミュレーション」によると、今後予定される、きぼうの家、桃源荘及びもえぎ寮の改築費及び大規模修繕費に関する記載がある。しかし、明生学園の事例のように積算価額を高額に見積もるならば、資金調達のために必要以上の経費削減等の対応が要請され、職員の見直しにも影響を及ぼすシミュレーションになりかねない。改築費及び想定される大規模修繕費の積算に関しては、随時に適正価額を見直し、中・長期の経営計画に反映させる必要がある。

また、当法人の積立金の積み立て状況は下記の通りである。

(単位：円)

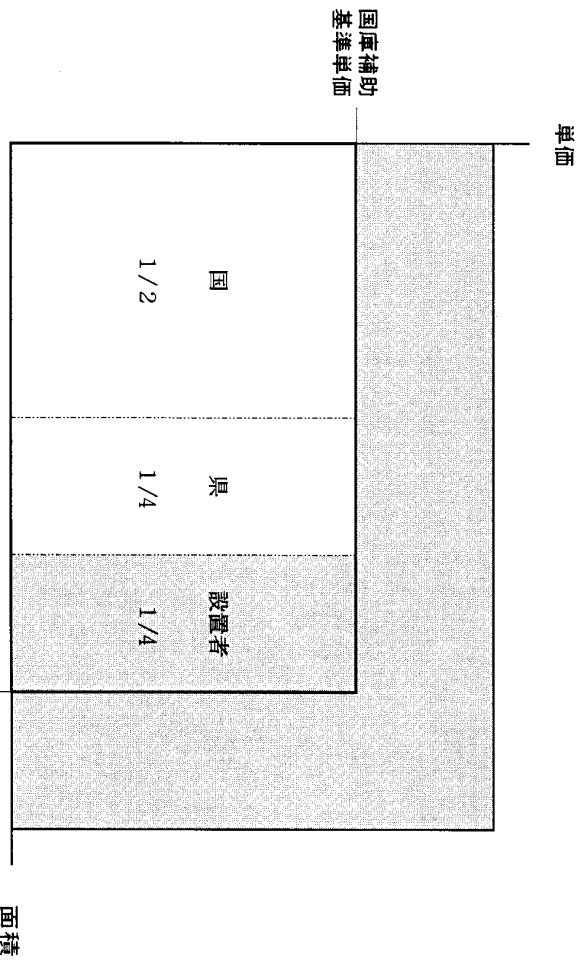
経理区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計
豊寿荘	0	28,000,000	6,800,000	34,800,000
明生学園	23,000,000	12,000,000	22,300,000	57,300,000
桃源荘	0	0	45,000,000	45,000,000
きぼうの家	0	40,000,000	5,000,000	45,000,000
もえぎ寮	0	18,000,000	8,000,000	26,000,000
はまなし寮	0	0	5,000,000	5,000,000
計	23,000,000	98,000,000	92,100,000	213,100,000

上記のとおり、3期にわたり213,100千円を積立てており、平成23年3月末日の積立金の総額は、(14)のとおり512,869,455円となる。当法人の理事会の議事録によると、当該積立金は「人件費、備品等購入及び大規模修繕等の費用に対応するための積立金」と記載されている。しかし、積立金の趣旨は、(14)に記したとおり「将来の特定の目的の支出又は損失に備えるため」である。また、先述した措置費の適正な執行に関する記載にも「将来発生が見込まれる経費を計画的に積立て・・・」とある。単に剰余金が生じるから積立てるのではなく、理事会においてその都度「特定の目的、損失」を明示し、その目的に基づく計画及び損失の予測金額を説明し、そのうえで計画的に積立てる必要があると判断される。積立金が3期で急激に増加しているが、特定の目的又は損失の積算根拠をもとに積立金の必要額を算定し、急激に変動することなく、その計画のもとに積立てるべきと思料される。

(16) 基本財産等の無償譲渡によって生じると考えられる剰余金を、今後も利用者サービス等に還元すべきと思われる。(意見)

社会福祉法人は通常基本財産等の設置者負担を負うこととなる。当法人は、県から基本財産等は無償譲渡されたことにより自己資金の流出はなく、設置者負担相当額は当法人の剰余金となるので、今後も施設のメンテナンスを含め利用者サービス等に還元すべきと思われる。

社会福祉法人の施設の用地は、基本的に国又は地方公共団体からの無償貸与による他は所有権を有していなければならないこととされており、その財源は、一般的に寄付によることとされている。一方、施設の建物は、社会福祉事業の種類ごと並びに定員ごとに具備すべき要件が定められており、下表の設置者負担が一般的であった。



これによると、国庫補助金は、基準単価と基準面積により定められており、その4分の2を国が、4分の1を県が補助し、網掛けされている残りの4分の1及び基準外を設置者が負担することとなる。平成18年より介護保険法の規定が、居住費及び食事を利

用者負担としたため、その後の建物建設での補助金は削減され、設置者負担は増加したが、それ以前は前述の負担割合となる。設立当初の負担の財源は、「寄附金」「国庫補助金等」「設備資金借入金」のみとなるため、建物の財源は、そのほとんどが独立行政法人福祉医療機構等からの借入金である。平成12年の介護保険制度導入に伴う社会福祉法人会計基準への移行における基本金の制定について、「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」では、円滑な移行を進めるにあたり、国庫補助金等の額が確定できない場合は、基本財産である建物の価額の4分の1を借入金とみなし、それから算出する簡便法の記載がある。このことは、設置者負担の割合が4分の1以上あったことを意味している。

当法人では、土地については、平成17年4月1日に山梨県との間で無償となる「土地使用貸借契約書」を締結している。また、建物については、下記6施設の設置及び運営を移管するにあたり「県立社会福祉施設の移管に関する協定書」により平成17年4月1日に無償で譲渡されている。譲渡金額は下記のとおりである。

(単位：円)

施設名	建物	構築物	計
明生学園(児童養護施設)	132,946,000	4,361,000	137,307,000
豊寿荘(養護老人ホーム)	65,159,000	2,974,000	68,133,000
桃源荘(特別養護老人ホーム)	461,693,000	54,193,234	515,886,234
きぼうの家(身体障害者療護施設)	266,008,000	8,776,000	274,784,000
もえぎ寮(知的障害者授産施設)	227,692,000	36,320,000	264,012,000
はまなし寮(身体障害者療護施設)	564,210,000	38,108,000	602,318,000
合計	1,717,708,000	144,732,234	1,862,440,234

結果としてではあるが、上記の譲渡金額の4分の1(46,561万円)については当法人の剰余金となると思料される。

しかし、山梨県から譲渡された6施設(豊寿荘、明生学園、桃源荘、きぼうの家、もえぎ寮、はまなし寮)のなかには経過年数が耐用年数に近い施設もあり、平成20年度に豊寿荘、平成23年度に明生学園が改築となった。(15)に記したとおり他の施設も大規模修繕及び改築が予定されていることから、これらの施設を維持していくためには今後も一定の建築費等の支出は必要とされる。しかしながら、県から無償により受け、生じる剰余金であることには変わりなく、今後も、施設等のメンテナンスを含め利用者へのサービス等に還元することに努めるべきと思われる。

(17) 授産会計における期末貯蔵品の原価計算が合理的でなく、また、棚卸資産計上されていない資産がある(指摘事項)

きぼうの家、もえぎ寮の授産施設における棚卸資産の原価計算は法人の経理規定に則っておらず、またその計算方法も適切であるとは判断できない。また、本来計上されるべき棚卸資産が未計上となっている。棚卸資産の計上は適正な計算書類の作成のみならず、利用者へ支払う工賃の適正な算定のためにも重要であるため、今後は計上すべき棚卸資産は漏れなく計上し、かつ原価計算については適正な方法で行うべきである。

当法人では、きぼうの家及びもえぎ寮の2つの障害者授産施設を運営している。障害者授産施設は身体的理由等によって一般に雇用されることが困難な人が、整備された環境のもとで必要な訓練を受けるとともに、職業を得て自活できるよう援助を行うことを目的としている。きぼうの家では縫製作業、もえぎ寮では豊産物の生産及び漬物の製造など、活動の成果として製品在庫、つまりは棚卸資産を生ずる活動を行っている。社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程には棚卸資産の評価について以下のとおり定めがある。

「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程」
第38条3項 会計年度末の棚卸資産は最終仕入原価法により評価する。

最終仕入原価法とは事業年度終了の時から最も近い時において取得をしたものの1単位当たりの取得価額をもって、その棚卸資産の1単位当たり取得価額とする方法である。また、前述の製品在庫は自己の製造によるものであるため、期末棚卸資産の算定においては、最終仕入原価法を前提とした製品原価計算が必要になると判断される。施設ごとに平成22年度決算において、貯蔵品として期末棚卸資産に計上されていた棚卸資産の算定について確認した結果は以下のとおりである。

① きぼうの家

平成22年度に実際に採用された原価計算の方法は以下のとおりである。(平成19年度より継続して同計算方法を採用している。)

A 期首貯蔵品棚卸高	8,060円
B 当期材料仕入高	24,664円
C 当期縫製製品売却額合計	542,235円
D 期末貯蔵品売価棚卸高	102,650円

i	原価率の算定・・・(B-A) ÷ C = 3.1%
ii	期末棚卸貯蔵品原価計算・・・D × 3.1% = 3,182円 → 期末貯蔵品棚卸高 = 3,182円

この計算方法における問題点としては、まず材料費の計算において期末材料棚卸高の存在が全く考慮されていない点にある。さらに、期末における材料については貯蔵品に計上もされていない。貯蔵品はあくまで完成された製品のことであり、期末材料については別途棚卸として計上するべきである。また、当該計算においては労務費や間接費が原価の構成要素となっていないという基本的な欠陥も存在するが、仮に材料費のみで製品原価の計算を行う場合であっても期末材料棚卸高については当然に計算過程に含まれるべきである。1つの方法として考えられる計算方法は以下のとおりである。

A	期首材料棚卸高
B	当期材料仕入高
C	期末材料棚卸高
D	期首貯蔵品売価
E	当期製品売却額合計
F	期末貯蔵品売価

- i 当期材料費の算定・・・A+B-C
- ii 材料比率(原価率)の算定・・・i ÷ {(B+F) - D}
- iii 期末貯蔵品原価の算定・・・ii × F

上記の計算方法はあくまで1つの例であるが、少なくとも現在行われている計算方法が適切な原価計算であると判断することは難しい。

②もえぎ寮

平成22年度に貯蔵品として計上されている期末棚卸の金額は12,250円であった。構成している品目は漬物(商品名「ウリウリウリちゃん」)を製造する材料である「種」「ビニール袋」「酒粕」となっており、算定方法は以下のとおりであった。

品目	単価(A)	数量(B)	金額(C)
種	2,000円	0.5袋	1,000円
ビニール袋	7円	150枚	1,050円

酒粕	68円	150個分	10,200円
期末貯蔵品(期末材料棚卸高)合計			12,250円
			※(A) × (B) = (C)

前述のとおり、当法人では棚卸資産の評価方法として最終仕入原価法を採用しているため、それに従えば上記表中の単価は期末直近の金額とすべきであるが実際の期末直近仕入単価を確認したところ「種」及び「酒粕」については、以下のとおり上記表中の単価とは異なっていた。実際の最終単価で期末貯蔵品を算定した結果は以下のとおりである。

品目	単価(A)	数量(B)	金額(C)
種	425円	0.5袋	212.5円
ビニール袋	7円	150枚	1,050円
酒粕	50.4円	150個分	7,560円
期末貯蔵品(期末材料棚卸高)合計			8,822.5円
			※(A) × (B) = (C)

また、平成22年度の期末貯蔵品台帳には完成品としての漬物在庫が30kgの記載があったが計算書類上においては未計上であった。

きぼうの家及びもえぎ寮ともに期末貯蔵品については、未計上となっている資産が簿外に存在し、かつ原価計算の方法も経理規定に則っておらず適正であるとは判断し難い結果であった。棚卸資産の正確な計算は、適正な計算書類の作成に極めて重要であることは言うまでもないが、授産施設における棚卸資産の算定は更に重要な意味を持っていると言える、それは利用者へ支払う工賃の存在である。厚生労働省による「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」には利用者へ支払うべき工賃について、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。」との定めがある。棚卸資産の金額は、「事業に必要な経費」の金額に当然に影響を与える。すなわち、法人が行う期末棚卸資産の評価によって、利用者へ支払う工賃の額にも影響を与えることとなってしまふ。適正な計算書類の作成、及び利用者へ支払う工賃の適正な算定のために、きぼうの家における期末材料在庫、もえぎ寮における期末製品在庫は毎期継続的に計上されるべきであり、またその前提となる原価計算についても合理性をもった計算方法を法人において検討し、採用するべきであると考えらる。

(18) きぼうの家における生産物販売に伴い収納した現金の取扱いが不適切である(指摘事項)

きぼうの家において生産物販売時に収納した現金の取扱いは、経理規定に則っておらず、またその管理方法では職員による不正に対する牽制効果は低く、その即時発見も困難であると考えられる。現金の管理は最も重要視されるべき事項であり、速やかに規定に則った方法に改善されるべきであると判断される。

きぼうの家では授産活動において生産していた陶器等の在庫を、施設見学者やかえで荘での直売や、バザーへの出品等により販売活動を行っている。商品の販売に伴い収納した現金については、授産の担当者から授受し、1ヵ月毎に袋にまとめ、売却報告書とともに出納員に渡すという処理方法が行われていた。またその際に領収書の発行は特段行っていないとの事であった。現状の管理方法における問題点としては以下の事項が考えられる。

社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程には金銭の収納について以下のように定められている。

「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程」

第21条 金銭の収納に際しては、会計責任者の認印を受けた領収書を発行するものとする。

第22条 日々入金した金銭は、これを直ちに支出に充てることなく、収入のあった当日又は当日が困難な場合には翌日に金融機関に預け入れなければならない。

まず、現在の処理方法が上記規定に反していることは明らかであり、規定に則った処理に是正されるべきであるが、最大の問題点としては当該販売収入について出納責任者が日々その実態を把握していない点にある。前述のとおり、当該販売収入に係る金銭については月中においては現場の担当者レベルにおいて管理の全てがなされており、また実際に現場で行われている管理方法についても、監査当日のヒアリングにおいては出納責任者も正確な把握はしていなかった。現状の管理方法では在庫の实地棚卸等が定期的に行われているとしても、職員の横領などの不正に対する牽制効果は低く、またその即時発見は非常に困難であるといわざるを得ない。現金は法人において最も重要視されるべき管理項目であり、現金管理というその行為の重要性を鑑みるに、現在の処理及び管理方法については速やかに規定に則った方法に改善されるべきであると判断される。

(19) 窓口で授受された現金の管理及び寄付金申込書及び領収書の管理方法が経理規定に反している(指摘事項)

経理規定においては入金した現金についてその当日または翌日の金融機関への預け入れを求めているが、きぼうの家、もえぎ寮及びはまなし荘の3施設とも規定に反した取扱いを行っており、その入金については帳簿等での管理も行っていないかった。個々の事情があったとしても当該規定が存在する以上はその遵守に努めるべきである。また寄付金受領書等を確認したところ連番による管理が行われていなかった。寄付金の私的着服を未然に防ぐためにも連番による管理は確実に行われるべきである。さらに、もえぎ寮においては法人規定外の受領書等を使用していたが、これについても速やかに法人規定の様式を使用するように是正されるべきである。

社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程において、金銭の収納及び寄付金品の受入手続について以下のとおり定められている。

「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程」

第21条 金銭の収納に際しては、会計責任者の認印を受けた領収書を発行するものとする。

第22条 日々入金した金銭は、これを直ちに支出に充てることなく、収入のあった当日又は当日が困難な場合には翌日に金融機関に預け入れなければならない。

第23条 寄付金品を受け入れた場合には、会計責任者は、寄付の目的を記載した寄付申込書に基づき、寄付者、寄付金額及び寄付の目的を明らかにして統括会計責任者に報告するとともに、原則として、理事長の承認を受けなければならない。

きぼうの家、もえぎ寮及びはまなし荘の施設窓口において、利用者から利用料を現金で徴収した際の管理方法(①)と、寄付金申込書及び領収書の管理方法等(②)について確認したところ以下のとおりであった。

施設名	①	②
きぼうの家	金融機関への預け入れは職員が銀行に行く機会に合わせて不定期に行っている。また、窓口入金について管理する帳簿等の作成は特段行っていない。	寄付申込書、寄付領収書ともに法人の規定に定められている様式(様式6-2、6-3(1)、(2))を使用。寄付領収書のNo部分は未記載となっており、連番管理は未実施。
もえぎ寮	金融機関への預け入れは全員分の利用料の徴収が完了した時点で行っている。また、窓口入金について管理する帳簿等の作成は	寄付申込書、寄付領収書ともに法人規定外の市販のものを使用。寄付領収書のNo部分は未記載となっており、連番管理は未実施。

特段行っていない。	金融機関への預け入れは職員が銀行に行く機会に合わせて不定期に行っている。また、窓口入金について管理する帳簿等の作成は特段行っていない。
はまなし荘	寄付申込書、寄付領収書ともに法人の規定に定められている様式(様式6-2、6-3(1)、(2))を使用。寄付領収書のNo部分は未記載となっており、連番管理は未実施。

経理規定では入金した現金の預け入れは当日若しくは翌日と定められているが、全施設ともに、規定に則った処理を行っていないかった。個々の施設において特有の事情はあるかもしれないが、現金預け入れについての日限が規定において定められている限りは、その遵守に努めるべきであり、少なくともその時点において金庫内等に保管されている現金の残高については整備された帳簿により管理が行われるべきである。また、寄付金受領書及び申込書については、法人において定められている受領書と領収書が複写形式によるものではなくその都度印刷を行う形式となっており、個人の悪意により寄付金が私的に着服されるという危険性も存在しうるため、確実に連番管理を行っていく必要がある。さらにもえぎ寮において使用されている受領書等は法人の経理規定に定められている様式ではないものが独自に使用されていたが、これについては言うまでも無く速やかに是正されるべきであると考ええる。

きぼうの家において資産の現物実査を行ったところ、故障したパソコンや使用期限の過ぎた給油カード等が目的もなく保管されていた。そのような資産の存在は不要な管理コストを生むのみであると考えられるため、正規の手続きを経て廃棄や売却の処分を進めていくことが望ましいと考えられる。

(20) きぼうの家の資産管理に不適切な事例があった(意見)

きぼうの家における固定資産管理状況の確認を目的として、現物実査を行ったところ以下のよう不適切な事例が判明した。

資産の名称	取得日	取得価額	実査時の状況
ノートパソコン	H14.3	186,585円	故障により使用不可
ノートパソコン	H14.3	186,585円	故障により使用不可
ノートパソコン	H14.3	186,585円	故障により使用不可
ノートパソコン	H14.3	186,585円	故障により使用不可
ノートパソコン	H14.3	186,585円	故障により使用不可

また、実査の過程でオリックスリースの給油カード複数枚が手提げ金庫内に保管されていたが、現在は給油先を他の業者に切り替えており、その給油カードについては特段使用していないとのことであった。そのカードはほとんどが使用期限を経過していたが、内1枚については実査時点に(平成23年9月20日)においても給油はまだ可能な状態であった。

故障等により使用することが出来ない資産や、今後事業に使用する見込みが無いと思われる資産を目的なくただ保有することは、不要な管理コストを生むだけであると思料される。コストの削減は法人の運営上、常に念頭に置かれるべき目標であり、そのような資産については規定に則った手続きを経て、廃棄又は売却などの処分を行っていくことが望ましいと思われる。

6. 公益財団法人山梨県臓器移植推進財団

(1) 法人運営のガバナンスについて不適切な事例が見られた(指摘事項)

法人の組織運営にあたって、次のような問題点が見受けられた。

- ① 平成 22 年度以前は理事会・評議員会が合同で開催されている。
- ② 平成 21 年度第 2・3 回の理事会で欠員が 2 名生じている。
- ③ 理事会・評議員会への出席率が低調であり、出席率の向上のための改善が必要である。
- ④ 平成 22 年度の収支決算書及び財務諸表に対する注記が理事会・評議員会において正式に報告されていない。

財団法人山梨県臓器移植推進財団の寄附行為によると、理事及び評議員の任期は 2 年であり、理事は評議員会で、評議員は理事会で選任している。理事は 18 人以上 22 人以内、評議員は 20 人以上 24 人以内となっている。また、公益財団法人山梨県臓器移植推進財団の定款によると、理事の任期は 2 年、評議員の任期は 4 年であり、理事及び評議員は評議員会で選任している。理事及び評議員はともに 5 人以上 18 人以内となっている。

最近 3 年間の理事会への理事の出席率は次の通りである。

年度	出席		欠席		合計
	回数	出席率	回数	欠席率	
平成 21 年度	第 1 回	10 名 (56%)	6 名 (33%)	2 名 (11%)	18 名
	第 2 回	8 名 (50%)	6 名 (38%)	2 名 (12%)	16 名
	第 3 回	8 名 (50%)	7 名 (44%)	1 名 (6%)	16 名
平成 22 年度	第 1 回	10 名 (56%)	6 名 (33%)	2 名 (11%)	18 名
	第 2 回	11 名 (61%)	6 名 (33%)	1 名 (6%)	18 名
	第 3 回	8 名 (44%)	10 名 (56%)	0 名 (0%)	18 名
平成 23 年度	第 1 回	11 名 (69%)		5 名 (31%)	16 名

最近 3 年間の評議員会への評議員の出席率は次の通りである。

年度	出席		欠席		合計
	回数	出席率	回数	欠席率	
平成 21 年度	第 1 回	13 名 (65%)	5 名 (25%)	2 名 (10%)	20 名
	第 2 回	8 名 (40%)	9 名 (45%)	3 名 (15%)	20 名
	第 3 回	8 名 (40%)	9 名 (45%)	3 名 (15%)	20 名
平成 22 年度	第 1 回	8 名 (40%)	8 名 (40%)	4 名 (20%)	20 名
	第 2 回	9 名 (45%)	8 名 (40%)	3 名 (15%)	20 名

年度	第 3 回	第 1 回	第 2 回	第 3 回	合計
平成 23 年度	12 名 (60%)	8 名 (57%)	6 名 (30%)	2 名 (10%)	20 名
					6 名 (43%)
					14 名

※ () 内の割合は合計が 100% となるように調整している。

① 平成 22 年度以前は理事会及び評議員会が合同で開催されている。当該合同の会議では理事長が議長を務め、議事録署名人は理事・評議員から各 1 名選出されている。寄附行為上では理事会の議長は理事長が務め、評議員会の議長は評議員会で互選することとなっている。また、議事録署名人は理事会及び評議員会ともに出席理事または評議員のうち 2 名以上が署名することとなっている。公益法人の機関において理事会は業務運営の決議機関であり、評議員会は諮問・審議・助言機関である。両者はその機能を異とする。したがって、各々の会議では議論する内容は自ずと異なり、合同開催された理事会・評議員会はこれらの機能を果たしてない。また、寄附行為違反であり、ガバナンスが有効に機能していないものといえる。

② 平成 21 年度第 2・3 回の理事会で理事の欠員が 2 名生じているにも係わらず補充が行われていない。寄附行為によると、理事の定員は 18 人以上 22 人以内と規定され、また、理事は評議員会で選任している。欠員が生じた場合には速やかに選任することが必要である。また、欠員が生じた場合には選任のために評議員会の開催が必要となるため余裕をもって理事の人数を確保しておくことも必要と思われる。

③ 理事会及び評議員会は理事・評議員本人の出席が原則であることから、本人出席が可能となるような会議の開催日時の設定を行うことが必要である。また、やむをえず欠席となる場合には委任状の提出を極力求め、委任状の回収率が高まるような方法を検討すべきである。さらに理事・評議員の選出にあたっては出席が可能な人選に努めるべきである。

尚、公益認定を受けた後には、理事会及び評議員会ともに会議が有効に成立するためには過半数の出席を要し、委任状によらず本人の出席が必要となることから、出席可能な理事及び評議員の選出に努めることがより一層求められることとなる。

④ 公益法人会計基準(平成 20 年新基準)によると作成すべき財務諸表は原則として貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの内訳表、財務諸表に対する注記とされ、収支計算書、収支計算書、財産目録は財務諸表の範囲外とされ内部管理資料との位置づけとされている。当法人の平成 22 年度の決算に当たっては平成 20 年新基準に基づき作成されていることから、収支計算書を正式な財務諸表として扱っていない。平成 22 年度の収支計算書を作成はしているが、理事会及び評議員会の議事録にも収支計算書の承認について特に記載されていない。しかしながら、収支計算書は、事業年度の当初に承認された収支計算書に基づき事業が行われたか、予算とその結果としての決算の数値とを対比することにより年度の収支状況を表示し、会員に対して報告するために必要な決算書類である。平成 20 年新基準によると収支計算書は正

式な財務諸表として扱われていないものの、平成 22 年度の決算に当たっては報告すべきものである。当法人の現在の定款第 6 条では収支予算書は理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けるべきものとされており、今後も収支予算書は事業報告の中で報告が必要な書類と思われる。また、財務諸表に対する注記も以前から作成されていないが、公益法人会計基準（平成 20 年新基準）によると作成すべき財務諸表とされている。

(2) 領収書の管理について不適切な事例が見られた（指摘事項）

寄付金・賛助会費等に関する現金収入については領収書が発行されているが、次のような問題点が見受けられた。
① 領収書の連番管理がされていない。
② 書き損じ領収書の廃棄処理が行われている。
③ 領収書の控えは切り取って収入向に添付されている。

当法人では寄付金・賛助会費及び印刷検査料の現金収入については領収書を発行している。当該領収書は市販の 2 枚複写の領収書を使用しているが、領収書の管理等において下記のような不適切な事例が見受けられた。

- ① 領収書の各葉には連番が付されているが、発行の直前に連番を付しており厳密な連番管理が行われていない。市販の領収書を使用する場合には使用の開始前に連番を全て付し、領収書が抜き取られていないか容易に確認できるように連番管理を行うべきである。
- ② 領収書の書き損じの際には 2 枚複写の領収書が単に領収書綴りから切り取られて廃棄処理が行われている。書き損じの領収書は廃棄処理せず、使用不可能な処理を行った上で、領収書の控えに添付することが必要である。
- ③ 2 枚複写の領収書では、発行された領収書については控えが残されるが、当該控えの領収書を領収書綴りから切り取って収入向へ添付している。領収書が連番で正規に発行されたか否か管理可能なように領収書綴りにそのまま残しておくべきである。

(3) 印鑑、通帳、現金の管理について不適切な事例が見られた（指摘事項）
印鑑（角印・丸印）は事務室内の管理に劣る場所に入られ、また、預金通帳や現金は事務職員が単独で管理している。保安上鍵付の金庫を用意して適切に管理すべきである。

当法人では公文書に押印する実印として角印を、銀行取引、証券・領収書等へ押印する印鑑として丸印を所有している。普段は事務室内の管理に劣る場所に保管されている。また、銀行通帳や現金も事務職員が管理している。事務局長が常置しておらず、事務局員のみである現状ではやむをえないものと思料されるが、盗難等の保安上の問題や内部牽制等を考慮すると、本来は鍵の付いた金庫を用意して、その金庫の鍵は事務局長が管理し、容易に第 3 者が使用できないようにすることが必要である。

(4) 公益財団法人山梨県アイバンクとの適正な費用分担を行うべきである。また、経費節減や事業の合理化から他の同様な法人との統合も検討に値するものと思われる（見）

当法人と山梨県アイバンクとは共同した活動を行っている。本来は山梨県アイバンクが負担すべき活動の事業費の一部を当法人が負担しているケースが見られる。それぞれ独立した団体であることから、適正な事業費の分担を行うべきである。また、経費節減や事業の効率的な実施の上から、同様な普及啓発活動を行っている他の団体との合併を検討することも一考に値する。

当法人では臓器移植事業及び臓器移植普及啓発活動を行うにあたり山梨県より平成 22 年度は年額 65 万円の補助金の交付を受けている。この補助金の中には臓器移植普及啓発及び推進月間キャンペーン事業費に対する補助（15 万円）が含まれている。この事業では山梨県、山梨県アイバンク及び当法人が共催して街頭キャンペーンを行っており、名入れのクリアファイルを作成して県民に他の資料とともに配布している。当該クリアファイルは山梨県、山梨県アイバンク及び当法人名が記載されたものである。このように当法人と山梨県アイバンクとは共同して普及啓発活動を行なっているが、山梨県アイバンクに経費負担を求めたい事例が見られる。それぞれ独立した法人であることから、山梨県アイバンクに対して適正な費用の負担を求めらるべきであると思われる。

当法人運営の主たる財源は寄付金、会費や補助金等に依存している。また、事業の実施に当たってもその活動の多くは会員等のボランティアによって行っている。今後は間接経費の節減や事業の効率的な実施を図るために、当法人が行っている普及啓発活動と同様な活動を行っている他の団体との合併を検討することも一考に値するものと思われる。

(5) 実質的に職員給与と認められる支出が他の科目で処理され不適切である(指摘事項)

非常勤職員に実質手当ての支払と考えられるものが事業費勘定や活動費勘定等で処理されていた。給与の重複支給や給与所得課税漏れが生じる可能性がある。

公益財団法人山梨県臓器移植推進財団には現在非常勤職員が1人おり、給与としては平成20年度960,000円(月額80,000円)、平成21年度924,000円(月額77,000円)、平成22年度960,000円(月額80,000円)支払われている。その他以下の内容の支払が行われている。

①実費の経費負担(健康保険料、傷害保険、自動車保険、ガソリン代、自動車使用料、旅費・交通費)として平成20年度953,440円、平成21年度953,440円、平成22年度890,480円(全て年額)が支払われている。

②平成21年度には管理費の事務費勘定で300,000円が、平成22年度には事業費勘定で150,000円と公益法人移行経費勘定で150,000円が支払われている。これらは公益法人移行に伴う事務負担の急増に対する実質手当てのこと。

③平成22年度は自動車購入負担金として当該職員が個人で購入した自動車代金の一部(300,000円)を事業費勘定で支払っている。

②については当然給与勘定で処理されるべきであり、①の実費の経費負担についても③の自動車の購入費用、保険料と自動車の使用料のように支出の内容が重複しているものや個人が負担すべき健康保険料があり、本来は給与となるべき部分があると思われる。また、給与勘定で処理された支払以外は源泉徴収も行われていない、税務上給与として認定される部分を含めて、源泉徴収等の対応をとることも必要である。

(6) 平成22年度の財務諸表および会計処理に誤謬が見受けられる(指摘事項)

平成22年度の貸借対照表において、資産の計上金額及び表記に誤謬がみられるので是正が必要である。

臓器移植推進財団の平成22年度の貸借対照表の基本財産及びその他の資産の欄に、不可解な勘定科目が見られるので下記に示す。

勘定科目	金額
① 基本財産-減価償却引当資産	819,512
② 基本財産-減価償却累計額	△819,512
③ 基本財産-減価損失累計額	△819,512
④ その他の資産-什器備品	819,512

①「減価償却引当資産」は、通常それに見合う預貯金等があるはずだが、対応する預貯金は無い。

②「減価償却累計額」は、④の「その他の固定資産-什器備品」の控除項目として計上するものなので、基本財産の欄での計上はしない。

③「減価損失累計額」のマイナス項目は、どの資産に対してマイナスなのか不明である。また、企業会計の損益計算書に当たる正味財産増減計算書の勘定元帳によると、下記の総額819,512円となる資産が「経常費用」の項目に計上されていた。通常、「資産項目」と「費用項目」は両立しないので、このように不適切な財務数値がなぜ生じるのか疑問である。

年月日	資産名称	費用科目	金額
H22.4.9	PCソフト	管理費-公益法人移経費	299,040
H22.5.7	パソコン	管理費-備品	121,170
H22.6.7	コピー機	管理費-備品	399,302
計			819,512

そこで、臓器移植推進財団内の財務システムにより確認したところ、上記の3件は相手勘定を「費用項目」とする処理を行っていた。よって、「資産項目」には数値は載っていない。それにも関わらず④の「その他の固定資産-什器備品」に同額が載っているのは何故か。さらに調べてみると、平成22年度の期首の残高に同額の数値があることが判明した。故意ではないと思われるが、正味財産残高を照合させるために期首の残高をリスター修正したもようである。

さらに、誤謬が生じている点を次に挙げる。
1 請求書によると、下記の金額に振込料が含まれているのでこれを除き資産計上すべ

きである。

(単位：円)

資産名称	金額(誤)	金額(正)	差額
PCソフト	299,040	298,200	840
パソコン	121,170	120,330	840
コピー機	399,302	398,462	840
計	819,512	816,992	2,520

なお、機器移植推進財団の固定資産台帳には、上記(誤)の金額ではなく(正)の金額で記載されており償却費を計算している。ただし、「コピー機」は398,462円ではなく398,426円となっているので償却費の再計算が必要である。

ii コピー機398,462円にはトナー、コピー用紙が含まれているのでこれを除くべきである。

(単位：円)

資産名称	金額(誤)	金額(正)	差額
コピー機	398,462	367,290	31,172

iii 平成22年7月、車両(マツダAZワゴン平成16年7月式)購入の負担金300,000円を「費用項目」で処理しているため、資産計上すべきである。

(7) 切手の管理が不適切である (指摘事項)

切手の払出簿がなく管理が不適切なので、受払簿を作成のうえ随時現物との突合し管理することが必要である。

事務室内において、切手の実査を行ったところ、切手の受払簿が作成されていなかった。このような管理では、切手の紛失、盗難及び横領にあつたとしても即時に発見することは不可能である。切手は現金同等物であり厳格な管理が必要なので、受払簿を作成のうえ、随時現物と突合し管理する必要がある。

7. 財団法人山梨県生活衛生営業指導センター

(1) 財務諸表に記載漏れや改善すべき点等が見受けられた (指摘事項)

平成22年度の財務諸表に次のような問題点が見受けられた。

- ① 財務諸表の各表に総括表が作成されていない。
- ② 「財務諸表に対する注記」が記載されていない。
- ③ 賞与引当金が未計上である。

平成22年度の財務諸表について公益法人会計基準の「平成16年度基準」によって作成されているが、次のような問題点が見られた。

- ① 平成21年度の財務諸表には正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表、財産目録総括表が作成されていたが、平成22年度の財務諸表にはこれら各表が作成されていない。上記平成16年度基準では作成すべき財務諸表である。
- ② 「財務諸表に対する注記」が全て作成されていない。重要な会計方針、基本財産の増減額及びその残高、基本財産及び特定資産の財源等の内訳を記載すべきである。
- ③ 期間損益を適正に把握するために、賞与引当金を計上すべきである。

(2) 関連する任意団体の事務を当法人が無償で行っており、結果として他団体の事務経費を当法人が負担している (指摘事項)

当法人と関連がある任意団体(山梨県生活衛生同業組合連合協議会)の事務を当法人が行っており、団体運営のための総務に関する人件費、賃料、事務経費を請求しておらず当法人が負担している。当該団体が独立して運営されるのならこれら総務人件費等も請求し、負担を求めるべきである。あるいは、当法人が支援している現状に即して、団体の事業内容を整理した上で、当法人に取り込んで一体とした運営を図ることも検討する必要がある。

当法人は関連する任意の団体である山梨県生活衛生同業組合連合協議会(以下、協議会という。)の事務を行っている。当法人は生活衛生関係業者及び「生活衛生関係業者の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく8つの生活衛生同業組合が構成員であるが、一方当協議会は当法人の構成員のうち組合のみが会員となっている。また、当協議会の役員のうち会長、副会長、理事及び監事2名のうち1名を当法人の理事長、副理事長及び理事が現在兼務している。当協議会の平成22年度の収支決算額は下記の通りである。

山梨県生活衛生同業組合連合協議会 (単位：円)

	収入	支出	当期収支差額	次期繰越収支差額
平成22年度	269,107	167,853	101,254	503,474

会員が少ないため、上記の通り多くの予算を取れなく、独立して事務局を設けて事務を行うことが困難であることから、事業及び総務業務等全般にわたり当法人が全面的な支援を行っている状況にある。また、職員がいなかったため独自に事業を企画し運営する能力もなく、事業の実施にあたっては当法人に依存し、事務局機能を当法人が担っている状況にある。支出を伴う独自事業の実施に当たっては直接の運営費を賄うように組合分担金を徴収し、協議会の会員が個別に負担している。しかし、事業の企画、運営、経理処理等の総務業務及び総会報告のための全体的な予算・決算処理等の総務業務を行うのに係る人件費や賃料、諸経費は負担を求めておらず、当法人が実質的に無償で負担している状況にある。当協議会が今後も独立して運営されるのならこれら総務人件費等も請求し、負担を求めるべきである。あるいは当協議会は予算規模的にも小規模であり、また、実質的な団体運営能力に欠けること、役員兼務の状況から、当法人が支援している現状に即して、事業内容を整理した上で、当法人に取り込んで一体とした運営を図ることも検討するべきである。

(3) 山梨県生活衛生営業振興事業費補助金の加盟組合への委託金額の決定及び加盟組合からの補助申請に不適切な事例が見受けられた (指摘事項)

山梨県生活衛生営業振興事業を行うにあたって、加盟組合に事業を委託している。事業委託に当たって次のような問題点が見られた。

- ① 平成20年度は加盟組合からの補助金希望額の事業ごとの内訳の記載漏れや収支予算の記載間違い等が見られた。
- ② 平成21年度は加盟組合からの申請は事業計画のみで補助金希望額の記載がない。
- ③ 加盟組合からの委託金交付申請に基づき調整会議を開いているが、議事録等が作成されていない。

当法人は県から山梨県生活衛生営業振興事業費補助金として2,200千円を補助されている。当該補助金は加盟する組合が補助金交付要綱に規定された事業を行う場合に委託金として組合に支給される。各組合は該当する事業について事業計画及び収支予算を作成し当法人に対して申請を行っている。しかし、当該申請等に当たって下記のような不適切な事例が見られた。

- ① 平成20年度の各組合からの申請に不適切な事例が見られた。現在は改善されているものの、今後も申請書類の適切な記載が望まれる。
- i 事業計画書に記載されている補助金交付申請額について事業ごとの内訳が記載されていない。
- ii 事業計画書と収支予算書の補助金交付申請額が不一致である。
- iii 収支予算書の収入金額と支出金額が一致しない。
- ② 平成21年度の各組合からの申請内容は各組合が行う事業計画書のみであった。収支予算に基づく正式な補助金希望額が明記されていない状態である。各組合として正式な補助金希望額の申請を受けるべきである。
- ③ 各組合が申請してきている事業計画及び収支予算について当法人はその内容が要綱に合致したものであるか、あるいは事業計画及び収支予算が適正なものであるか判断し、各組合からの申請金額が補助金の予算の範囲内に納まるように委託金額を調整している。その際、当法人は各組合の参加のもと調整会議を開催しているが調整内容がわかる議事録等が残されていない。平成20年度～22年度の各組合が申請した事業計画と実際の委託金額を比較すると、申請金額より大幅に削減されたものから逆に申請金額以上とされたものまでまちまちである。議事録等の資料が存在しないため、これら調整の内容が不明である。議事録等の資料を作成し、後日検証可能な状態にすべきである。

(4) 山梨県生活衛生営業振興事業費補助金の補助対象としてふさわしくないと認められる支出が見受けられた (指摘事項)

補助金交付要綱に規定されている補助事業に照らして適当ではないと思われる支出が次の通り見受けられた。

- ① 組合加盟店の利用券代に対する支出：平成 22 年度 534 千円
- ② 旅館組合において懇親目的と受け取られる飲食会に対する支出：平成 20 年度 210 千円、平成 21 年度 273 千円

補助金交付要綱の別表に補助事業について以下のように規定されている。

1. 生活衛生営業における消費者サービスの向上、需要の開拓等に資するための事業又はその助成
2. 生活衛生の専門技術者養成、確保事業又はその助成
3. 生活衛生営業の後継者育成の事業又はその助成

補助金の使途は加盟 8 組合の補助事業費基準額 (主に「やまなし生衛フェア」実施に係るもの) に対する支払と財団法人山梨県生活衛生営業指導センター (以下センター) 独自の支払 (「やまなし生衛フェア」のテント代等) である。下記の 2 項目について問題と思われる支出が見られた。各組合が申請してきている事業計画及び収支予算について、その内容が要綱に合致したものであるか、当法人はその内容をより精査すべきである。

① 平成 22 年度の事業に組合加盟店の利用券代の支払を補助金により負担している状態にある事業が見られる。より補助事業の目的にかなった支出を行なうべきである。以下が平成 22 年度の組合別の総事業費と補助額、総事業費中の利用券の金額である。

組合名	総事業費	補助額	利用券名	利用券の額
理容組合	465,073 円	405,000 円	理容エヌテ券	120,000 円
美容業組合	550,141 円	425,000 円	なし	
クリーニング組合	302,184 円	205,000 円	クリーニングギフト券	94,000 円
旅館組合	272,160 円	255,000 円	宿泊補助券	270,000 円
船商組合	430,091 円	195,000 円	なし	
興行組合	172,000 円	155,000 円	映画観覧券	50,000 円
食肉組合	1,047,124 円	165,000 円	なし	
公衆浴場組合	189,000 円	155,000 円	なし	
合計	3,427,773 円	1,960,000 円		534,000 円

② 平成 21 年度の事業の実施状況 (生活衛生営業振興単独補助事業費基準額実績報告書の添付書類) を調査したところ旅館組合の事業費の総額は 301,640 円 (補助額は

258,000 円) でそのうち「奥様セミナー」(2 回) に係る費用が 273,000 円計上されていた。内容は以下の通りである (事業の実施状況より抜粋)。

開催日：平成 22 年 1 月 13 日
 目的：都内トッポクラスのレストラウンでのサービス及び料理を経験して戴き、サービスのスキルと料理知識の向上を図り、山梨県のワインと料理についての教養を深める。

対象：山梨県旅館生活衛生同業組合青年部の奥様方
 場所：イタリヤ料理「ボタニカ」
 参加者：13 名
 支出金額：食事代 193,000 円、シニアワインアドバイザー講師代 30,000 円

開催日：平成 22 年 3 月 2 日
 目的：県旅館生活衛生同業組合青年部の上部団体である「首都圏ブロックの事業内容を青年部奥様方に理解戴くこと」を目的とし、首都圏ブロック青年部員との交流を図りながら「おもてなし」のスキルとサービスの向上を目的とする。
 対象：山梨県旅館生活衛生同業組合青年部の奥様方
 場所：クリスタルコトクラブ 豪華客船「レディンクリスタル号」

参加者：5 名
 支出金額：参加費 50,000 円

いずれの研修会も懇親を目的とした飲食会と受け取られるような内容であり、補助事業として効果的に実施しているとは言いがたい。実施に当たっては補助事業としての効果を明確にする必要がある。

なお、平成 20 年度は「県旅館生活衛生同業組合青年部奥様方の交流会」会費 200,000 円、講師代 10,000 円を事業費に含めている (総事業費 384,000 円)。また平成 22 年度は①で指摘の通り上記のような研修会費は支出されていないが、ほぼ事業費の全てが利用券代ということになっており、補助事業に合致しているとは言いがたい。また、補助金額はほぼ変わっていないことから補助金獲得のための事業という印象が否めない。

(5) 生活衛生営業指導費補助金の交付のタイミングが遅く、資金不足により事業活動に支障があるため、財務体質の健全化を図るべきである (意見)

年度の初めには生活衛生営業指導費補助金の申請が可能にもかかわらず、国との関連により、申請が事業年度の9月または10月に行なわれ、山梨県からの補助金の交付がそれ以降になり事業活動を行なうために金融機関から借入れをしなければならぬ事態になっている。事業の円滑な遂行のため、財務体質の健全化を図るべきである。

平成22年4月20日には財団法人山梨県生活衛生営業指導センター(以下センター)から山梨県へ「生活衛生営業指導費補助金」に係る交付申請書が提出されているが、当該補助金の交付決定の通知は平成22年10月12日であり、それを受けて概算払請求書がセンターから山梨県へ送られ、資金がセンターへ入金となる。その間(4月から10月)必要資金は約7百万円ほどであるが、センターの内部資金が少ないため5百万円は基本財産を担保に、2百万円は理事長の個人保証により金融機関から一時的な借入れをして事業を行なっている状態である。当該事業は国の1/2補助事業であり、国からの補助金交付に関する内示が来るまで、県も交付決定が出来ないとのことであり、また、国に対して補助金交付申請等の一連の手続きを前倒しになるように要望しているとのことである。

しかし、一般的には他の多くの公益法人は借入金に頼らず運営されており、まして理事長の個人保証等に依存することはない。

当法人は主として国や県からの補助金により、公益性の高い事業を行っているため、出資金や内部留保も少なく、上記の通り補助金の入金のタイミングによっては資金不足となり、事業を円滑に遂行するためには借入を必要とする場合が生じる。したがって、今後も事業の円滑な遂行のためには、出資金の増額を図るか、収益事業等を行うことにより、内部留保の蓄積を図り、一時的な資金繰りのために借入金に頼ることのないような財務体質の健全化を図ることが必要と思われる。

(6) 領収書の管理について不適切な点が見られる (指摘事項)

領収書の管理について次のような不適切な事例が見られた。

- ① 関連団体の領収書が一冊の領収証綴り内で発行されている。
- ② 連番管理が行われていない。
- ③ 当法人の団体印が押印された未使用の領収書が残置されていた。
- ④ 書き損じの領収書に使用処理が行われていない。
- ⑤ 約款会計で使用する領収書はパソコン上で管理されていて、控えが残されていない。

財団法人山梨県生活衛生営業指導センター(以下センター)に加入する各組合からの賛助会費の入金について領収書を発行している。また、約款会計において標準営業約款再登録手数料を受領した時に領収書を発行している。領収書綴りの領収書控えを調査したところ、次のような問題点が見られた。

- ① 当法人が使用している領収書綴りの中に山梨県生活衛生同業組合連合協議会という関連する団体の協議会分担金や県大会懇親会負担金等の領収書控えが混在していた。一つの団体で一つの領収書綴りを使用すべきである。
- ② 領収書の連番管理が行われていない。領収書綴りを使用開始した時に連番処理を行なうべきである。
- ③ 当法人の団体印がすでに押印された状態の未使用の領収書が領収書綴りの中に残っていた。今後も使用しないのなら使用不可の処理を行うべきである。
- ④ 書き損じの領収書がそのまま領収書綴りに残されていた。使用不可処理を行うべきである。
- ⑤ 約款会計においては標準営業約款再登録手数料を受領した時にパソコン上で管理している領収書を発行しているが、パソコン内での管理であり、控えが残されていない。受領の事実の検証のためにも控えを残しておくことが必要である。

(7) 受託事業で実際の支出項目の金額と報告書の金額が違っているものがある(指摘事項)

財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業「経営改善推進事業」に関する「平成22年度経営改善推進事業経費精算調書」の報告内容が、当法人の総勘定元帳の同事業科目の内容と異なり、間違った実績報告が行われている。

経営改善推進事業の実際の事業は生衛業の経営改善に資することを目的に地域の実情に即した効果的な経営モデルを組合に提案するというもので事業の構成は「支援協議会」「アンケート」「報告会」となっている。

以下に「平成22年度経営改善推進事業経費精算調書」と山梨県生活衛生営業指導センター総勘定元帳上の「経営改善推進事業費」の経費ごとの金額を比較してみた。事業の細目はまとめてある。

経費区分	精算調書(実績報告)	総勘定元帳(実際支出額)
諸謝金	200,000円	180,000円
旅費	42,000円	21,000円
印刷製本費	164,300円	119,490円
通信運搬費	26,640円	13,644円
借料	19,000円	9,000円
会議費	38,400円	23,883円
消耗品費	10,520円	※198,048円
分析経費	185,000円	185,000円
一般管理費	67,140円	2,935円
合計	753,000円	753,000円

※ 消耗品費のうち180,000円は書類保管庫3台とパーテーション3台で受託事業に直接関連するものとは考えにくい。
山梨県からの委託事業でも補助事業でもないが、間違った実績報告でありコンピュータンス上問題であると考ええる。

(8) 固定資産の計上に洩れがある(指摘事項)
パソコン3台の資産計上が洩れているので、固定資産台帳を整備し適正に対処することが必要である。

山梨県生活衛生営業指導センターの事務室内において備品の実地棚卸をしたところ、下記の備品が10万円以上にも関わらず固定資産台帳より洩れていた。

支払口	費用科目	品名	金額
H20.11.7	事務諸費	ノートパソコン(富士通:FMV-A6260)	199,500
H20.12.10	一般管理費	ノートパソコン(富士通:FMV-A6260)	215,250
H23.2.10	受託調査費用	ノートパソコン(富士通:LIFR00K.A550/B)	252,000

(単位:円)

これらのパソコンには次のソフトウェアが組み込まれている。

- ① 生活衛生情報ネットワークシステム・・・全国センターサーバーを使用している。メール・文書・スケジュール管理機能
 - ② 名簿管理機能・・・生活衛生業者名簿・標準営業約款登録店名簿・クリエニツダ師名簿
 - ③ アンケート集計機能・・・景気動向調査集計結果入力機能
 - ④ 経営相談機能・・・経営相談・経営自己診断・財務分析・業界動向
 - ⑤ 会計機能・・・会計システム
- いずれも特殊なソフトウェアのためインストール済での購入であり、ハードとソフトウェアを区分けして資産計上することは無理である。上記の備品は、期中「支払費用」の科目で経費処理されており、貸借対照表の資産からも洩れているので、固定資産台帳を整備し適正に対処することが必要である。

(9) 切手の受払簿が未記入であった (指摘事項)

切手の払出簿が途中までの記載のため不明瞭であった。現物と突合し随時管理することが必要である。

当法人の事務室内において切手の実査を行ったところ、切手の受払簿の記載が途中でしかなく不明瞭であった。このような管理では、切手の紛失、盗難及び横領にあったとしても即時に発見することは難しい。切手は現金同等物なので、受払簿と現物を突合し随時管理することが必要である。

(10) 退職所得の受給に関する申告書が不備である (指摘事項)

退職手当の支給に関し、所定の申告書の保存がなく対応が不適正であった。

山梨県生活衛生営業指導センターは、平成21年3月31日、Y氏の退職にともない退職手当を支給している。しかし、それに関する「退職所得の受給に関する申告書」(所得税法第203条)の保存がなかった。この申告書は、退職手当を受ける者が勤続期間等の事項を記載し、退職手当の支払者(センター)に提出する書類である。なお、この申告を行わない場合は、その退職手当の金額につき20%の税率による源泉徴収を行わなければならない(同法第201条第3項)とされている。いずれの対応も不適切であったので、処理を適正に行うことが必要である。

8. 公益財団法人やまなし環境財団

(1) 財務諸表の財産目録の内訳が不明瞭である (意見)

平成22年度の財務諸表に添付されている財産目録について記載内訳が不明瞭な点が認められる。

当法人では平成22年度の財務諸表について公益法人会計基準の「平成20年度新基準」によって作成されている。

公益法人会計基準によると財産目録は事業年度末におけるすべての資産・負債につき、その名称・数量・使用目的・価額等を詳細に記載することが必要であるが、その記載が貸借対照表とほぼ同様であり、貸借対照表科目、銀行支店名等は記載されているものの、名称・数量・使用目的・価額等の詳細な内訳が不明瞭である。

(2) 審査書類に財務資料を添付すべきである (意見)

助成金の申請内容の審査にあたり、団体の財務状況の資料添付を義務付けることを検討すべきである。

当法人は、平成22年度、30団体に対し430万円余の助成金を支給している。助成金の申請内容の審査にあたっては、各団体からの助成金の対象となる事業の概要、実施の趣旨・目的及び収支予算書の提出を求めている。助成金の交付決定にあたり、各団体の財政状況も含めて助成団体となるか検討している。しかし、これらの団体の財務状況は、これらの提出書類では不明である。申請団体の資金の繰越金の多寡は審査に影響することとなるので、通帳のコピーのほか財務資料の提出を義務付けて財政状況を確認することを検討すべきである。

(3) 財務諸表の作成の効率化を図るべきである (意見)

財務諸表に関する書類一式を表計算ソフトで作成している。事務量は相当なので効率化を図るべきである。

当法人は、財務諸表を作成するための財務ソフトを使用していない。そのため下記の書類は、すべて表計算ソフトで作成している。

1	収支計算書
2	正味財産増減計算書
3	貸借対照表
4	財産目録
5	仕訳帳
6	普通預金出納帳
7	支出予算差引簿

もちろん、財務ソフトと違い表計算ソフトはこれら書類の相互間に連動はなく、互換性もない。これらすべての書類が手入力によるものなので、作成のみならず、相互の整合性をチェックするだけでも事務量は相当であると思料される。労力と財務ソフト購入のコストをどのように見るかということであるが、公益法人として適正な財務諸表の作成は当然のことであり、効率化の観点からも検討が必要である。

9. 公益財団法人山梨県緑化推進機構

(1) 緑の募金領収書の管理について不適切な事例が見受けられた (指摘事項)

緑の募金の受領時には領収書が発行されているが、領収書の管理について次のような問題点が見られた。

- ① 募金領収書受払簿に予備の領収書 25 枚が記載されており、簿外となっている。
- ② 緑の募金領収書の払出時にナンバリングを行うため、ナンバーが記載されていない領収書がある。
- ③ 領収書の棚卸がされていない。

当法人は緑の募金による森林整備等の推進に関する法律 (平成7年法律第88号) 第2条第2項に規定する緑の募金を推進する山梨県の緑の募金指定団体であり、定款第4条 (事業) 第5号で森林整備等の推進に用いることを目的とする募金活動に必要な事業を規定し、広く緑の募金を集めている。緑の募金は市町村の自治会等を通じた家庭、企業、団体、職場、学校等から受け付け、募金の受領時には税務上の寄付金控除の要件を満たした緑の募金領収書が発行される。

しかし、当該領収書の管理について下記のような不適切な事例が見られた。

- ① 当法人は公益認定を受け公益財団法人へ組織変更したときに、従来使用していた領収書を廃棄し、新たに新法人の名称が記載された緑の募金領収書を印刷した。その印刷時に印刷業者より発注枚数を上回る予備の領収書 25 枚を受領しているが、当該領収書は募金領収書受払簿に記載されており、簿外となっている。受払簿に記載し適正に管理すべきである。
- ② 領収書の払出前の在庫は領収書ナンバーが記載されており、払出時に 50 枚あるいは 100 枚単位でナンバリングをしている。印刷業者から受入時に全ての領収書にナンバリングを行い、連番管理を行うべきである。また、印刷業者への発注時に領収書ナンバーの印刷も含めて発注することを検討することも必要と思われる。
- ③ 領収書の棚卸もされていないが、期末等に定期的に棚卸しを実施し在庫の適切な管理を行うべきである。

(2) 臨時職員の給与増額改定について合理的な理由が認められない。駐車場補助の支給が規程とは異なる名目で支給されている。また、規程の管理が不適切である(意見)

協会けんぽの保険料率引き上げに伴い臨時職員の給与を増額改定しているが、保険料の引き上げは協会けんぽ加入者全てに及ぶものであり、給与改定の明確な理由とは思われない。また、公益財団法人の設立以前においては、役員及び職員に規定にない駐車場補助が毎月支給されていた。さらに、当該規程の管理が不適切である。

臨時職員の給与は下記の通り給与規程第13条及び臨時職員取扱要綱第12条第2項によつて、山梨県職員給与条例の臨時職員取扱要綱に準じて支給されている。

給与規程

第2条 (給与の種類)

1 職員に支給する給与は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、及び勤勉手当とする。

第12条 (その他の職員の給与)

臨時職員及び非常勤職員の給与については、この規程にかかわらず予算の範囲内で、代表理事が別に定める。

第13条 (準用)

この規程に定めるもののほか、給与に関し必要な事項は、県職員給与条例を準用する。

臨時職員取扱要綱

第11条 (給与の種類)

臨時職員に対して支給する給与は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本賃金
 - (2) 時間外割増賃金
 - (3) 休日割増賃金
 - (4) 夜間割増賃金
 - (5) 特別賃金
 - (6) 通勤手当
 - (7) 退職手当
- 第12条 (基本賃金)
2 基本賃金は月額とし、4月1日現在における山梨県職員給与条例の臨時職員取扱要綱に準ずる。以下、略

平成22年3月分(4月納付分)より全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料

率引き上げに伴い、個人負担の増加分に相当する金額(月額1,500円)を補填するため給与の増額改定が行われている。当該増額の理由は当法人の臨時職員の業務は県の臨時職員の比ではなく、もともと抑えられていることから、他の要因での減額は補填されるべきとの考えからである。また、臨時職員の給与は給与規程第12条で予算の範囲内で代表理事が定めることができる。しかし、協会けんぽの健康保険料率の引き上げは全ての加入者に等しく及ぶものであり、また、当該保険料のアップはもともと事業者と被保険者が折半して負担すべきものである。したがって、当法人の臨時職員の業務量が県の臨時職員のそれに比べて多いことには理解できるが、今回の給与増額改定は明確な理由には当たらないものと思われる。

また、役員及び職員に対して給与規程及び臨時職員取扱要綱に基づく給料、賃金及び諸手当が支給されている。その他に別途「駐車場補助」が毎月支給されているが、公益財団法人設立以前の給与規程では当該駐車場補助については規定されておらず、支給の根拠がないものといえる。公益財団法人移行後の給与規程では通勤手当に駐車場手当を含むとの規定に変更しているが、この場合も「駐車場補助」として別建てで支給するのはなく通勤手当に含めて、給与規程に準拠した支給を行うべきである。

さらに、往査時には通勤手当に駐車場手当を含むとの規定が記載されていない公益財団法人移行後の給与規程を提示された。後日当該記載のある給与規程を再提示されたが、給与規程の管理が不適切であったことからこのようになったものと思われる。給与規程は人事管理上重要な書類であり、適切な管理を行うべきである。

(3) 金利等変動準備預金取扱基準の違反が認められる(指摘事項)

金利等変動準備預金取扱基準に規定されている、取崩し、取崩しの理事会承認、運用益の積み立て違反が認められる。

金利等変動準備預金について当法人では次の通り規定している。

金利等変動準備預金取扱基準

第1(準備預金の目的)

金利等変動準備預金(以下「準備預金」という。)は、みどりの基金(以下「基金」という。)の運用益による一般会計事業を将来にわたって安定して実施するため、基金の運用益の一部を毎年積み立て、金利の変動その他の事由により運用益が減少したときこれを取崩して財源に充てるとともに、運用債券等に予期せぬ問題が生じた場合、これを取崩すことにより措置することを目的とする。

第3(準備預金の取崩)

準備預金は、次の場合に取崩すことができるものとする。

- (1) (2) 略
- (3) 基金の運用において、外国債券の当事国の政変その他予期せぬ事由により金利の支払いが滞る等の事態が生じる等、次年度事業に支障が生ずると見込まれる場合。

2前項の取崩しを行おうとするときは、次年度収支予算案に計上し、理事会の議決の同意を得なければならない。

第4(準備預金の運用)

2準備預金の運用益については、準備預金として積み立てるものとする。

平成22年度の収支予算に金利変動準備金取崩収入10,000,000円を計上し、収支計算書に10,020,000円の取崩しを行っている。上記の基準に基づくと、準備金の取崩しには明確な要件が定められている。当該取崩しは事業活動収入が減少してきているため、第3第1項(3)に該当し取崩しを行ったとの説明である。しかし、基金の運用益は確かに減少してきているが、金利の支払いが滞ったものではなく(3)には明らかに該当しない。

また、当該準備金の取崩に当たっては平成22年度の収支予算全体の承認の過程で理事会の承認を受けたことであるが、本来は個別の議案として理由を明示して議決を得ることが必要であり、上記基準の第3第2項違反と思われる。

さらに、平成22年度は準備預金の運用収入860,246円が計上されているが、準備預金の積み立てが行われていない。上記基準の第4第2項では準備預金の運用益は、準備預金として積み立てるものとされており、当該規定違反が認められる。

(4) 内部留保資金の有効活用を検討すべきである(意見)

平成22年度末に地方公共団体出捐金400百万円、寄付金632百万円、その他内部留保127百万円、合計1,159百万円が正味財産として存する。その他内部留保127百万円は平成22年度の事業経費87百万円に比べて過大であり、内部留保の有効な活用を検討すべきである。

平成22年度の貸借対照表によると、当法人の正味財産の部は次の通り表示されている。

(単位：円)

指定正味財産	1,083,933,486
地方公共団体出捐金	400,006,000
寄付金	632,209,576
上記運用益	51,717,910
一般正味財産	75,289,467
一般正味財産(旧一般会計分)	37,946,024
一般正味財産(旧特別会計分)	37,343,443
正味財産合計	1,159,222,953

上記正味財産のうち地方公共団体出捐金及び寄付金は、出捐者又は寄付者の意思によるものであり、法人内部に留保すべきものと思われるが、指定正味財産の運用益51,717千円(前記金利等変動準備預金に相当)及び一般正味財産75,289千円、合計127,007千円は事業活動の結果として積み立てられてきたものである。市場金利の低下等に伴う運用益の減少、各種補助金の削減、緑の募金の減少等が想定されることから、一定の事業活動を維持していくためには内部留保を厚くしておきたいことはわかるが、必要以上の蓄積は問題であるものと思われる。事業の進捗状況により一時的に年度のキャッシュフローが不足する場合があるが、事業に関連する支出のタイムリングを検討したり、流動性のある資金運用を行うことによりキャッシュフローを改善すべきであり、今後の中長期的な事業計画に基づき必要額のみを留保し、残余資金の有効活用を図るべきである。

(5) 仕組債への投資について現状分析を行い、リスク管理を徹底すべきである(意見)

機構は仕組債による運用を行っているが現状では多くの投資案件で利子を生んでおらず、償還期間までの塩漬け状態となっている。当初は高利回りであったもののこのままの状況では非常に低利回りの運用となっている。

受取利息がゼロとなっている仕組債

投資案件	投資額	償還期間	残り期間	これまでの受取利息
ヒボチロル銀行債	1億	20年	12	15,130,000円
ノルウェー輸出公社債	1億	20年	15	4,400,000円
ドイツ復興金融公社債	1億	20年	15	6,980,000円
ジェラルドデボジトス債	1億	20年	10	28,655,800円

仮に償還期限まで利息がゼロだったとした場合の投資利回りは以下の通りとなっている。

投資案件	利息が発生する条件	現状	運用利回り
ヒボチロル銀行債	1\$=90.295円以上	1\$=77	0.800%
ノルウェー輸出公社債	LIBORが0.225%以下	0.33438%	0.195%
ドイツ復興金融公社	LIBORが0.1%以下	0.33438%	0.311%
ジェラルドデボジトス	1\$=83.333円以上	1\$=77	1.5670%

現状の円高傾向と、ヨーロッパ金融不安下における長期金利の上昇傾向を鑑みれば、状況の改善は困難と考えられ、このまま受取利息ゼロと仮定した場合の投資利回りは上記の通りであり、非常にパフォーマンスが悪い投資に資金が固定化されてしまっている。

投資そのものは、「公益財団法人山梨県緑化推進機構資産運用規定」に則り、理事会の承認を受けて、規定通りに行われてはいるものの、目先の高金利にとらわれずリスクを考慮して投資を行うべきである。

ちなみに2011年11月18日時点での20年もの日本国債の利回りは1.729%である。
(財務省ホームページより http://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbom.htm)

(6) 元帳の現金残高と貸借対照表の現金残高が異なっている(指摘事項)

預金と預かり金において元帳の金額と決算書の金額が一致していなかった。元帳と決算書の金額が一致するのは当然のことであり、元帳の適正性を確保する内部統制を構築、運用する必要がある。

元帳の預かり金と決算書の預かり金が1円違っていた。また、元帳の現金残高と決算書の現金残高が一致していなかった。ただし、決算書は預金通帳から作成しているために、適正な金額となっていた。

決算の計算書類は元帳から誘導して作成されることが会計の原則である。したがって、元帳と決算書の数値が一致するのは当然のことであり、一致していなかったということは何らかの内部統制上の不備が存在している。

元帳の適正性を確保する内部統制を構築、運用する必要がある。

(7) 切手の受け払いについて(指摘事項)

1円切手とハガキについては受け払いが行われていなかった。金額が僅少なものであっても受け払い管理を行うべきである。

機構は、切手については受け払い管理を行っているものの、1円切手とハガキについては受け払い管理が行われていなかった。1円切手は残高1枚(1円)ハガキは3枚(150円)と金額的には僅少ではあるが、金額が僅少であっても現金同等物に関しては受け払い管理を行うべきである。

(8) 家電エコポイントの収入計上漏れ及び未払金の計上漏れがある (指摘事項)

家電エコポイントの収入があつたにもかかわらず簿外となつてゐる。また、期末に未払金として計上すべきもの 429,700 円が未払計上されてゐなかつた。当期中の使用にかかるといふについては未払い計上すべきである。

液晶テレビの購入に伴う家電のエコポイントの交付により、金銭等価物 (4,000 円) の受け入れがあつたにもかかわらず収入計上されてゐない。この収入は職員の茶菓子代等の福利厚生費用として利用されている。当該収入及び支出ともに簿外とせずに記帳すべきである。

また、期末に未払いを計上しているが、以下のものについては本来未払いとして計上すべきであるが、未払いの計上が漏れてゐた。

高速代	4,150
燃料費	12,561
コピー代	36,580
検診料	44,100
電気料	25,272
消耗品	16,470
消耗品	1,543
消耗品	4,364
消耗品	10,241
電話代	3,333
社会保険料	222,722
運送料	44,814
高速代	3,550
合計	429,700

明らかに、当期中の使用にかかるといふについては期末に未払いとして計上すべきである。

(9) 固定資産・物品の管理について (指摘事項)

有形固定資産に計上すべきものが有形固定資産に計上されておらず、有形固定資産の備品と物品の備品が明確に区別されておらず、寄贈された物品が備品管理台帳に記載されてゐなかつたりと固定資産の管理が不十分であつた。会計規定に則り適切な固定資産・物品の管理を行うべきである。

公用車 トヨタカルデナ を平成 20 年 5 月 28 日に 755,000 円で購入しているが償却が行われてゐなかつた。

会計規定には以下の通り規定されている。

第 23 条 固定資産は、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産 土地、建物、器具、備品

(2) 無形固定資産 借地権等

2. 耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満のものは、原則として固定資産として取り扱わない。

第 26 条

固定資産は、毎会計年度、定額法により減価償却を行う

公用車は備品管理台帳に記載されており、固定資産として認識されてゐなかつた。しかしながら、23 条第 2 項から明らかに固定資産とすべきものであり、会計規定第 26 条に従つて減価償却を行うべきである。また、有形固定資産はすべて耐用年数 5 年の定額法で減価償却が行われている。しかしながら、一律に 5 年の耐用年数を用いるのではなく、国税庁の耐用年数表等を参考に適切な耐用年数を用いて減価償却を行うべきである。さらに、現存するものをゼロまで償却してしまつてゐる。

会計規定には物品の管理に関して以下の規定が置かれてゐる。

第 27 条 物品は備品及び消耗品に分類する。

2 備品は、購入価格 3 万円以上で固定資産以外の物品 (定期刊行物等を除く) をいう。

3 消耗品は、取得価格が 3 万円未満の事務用品をいう。

第 28 条 備品は、固定資産に準じて備品台帳により、管理しなければならない。

公用車は、この備品管理台帳に記載されており、有形固定資産にすべきものが物品の備品として記載されてゐた。有形固定資産とすべきものと物品とすべきものの区別をきちんと行い、適切な管理を行うべきである。また、物品には管理シール等が貼付されておらず、現物と備品管理台帳の照合が困難であつた。適切な管理を行えるようにすべきである。さらに、スチール棚、机、いす等県から寄贈を受けたものが事務所にあるが、備品台帳には載つてゐない。受贈したのもも備品管理台帳に記載して適切な管理を行うべきである。

(10) 県民を広く対象とした体験教室等の参加率が総じて低いと思われる(意見)

県民を広く対象として行っている体験教室等への定員に対する参加率は、その参加費用及びその対象を勘案すると総じて低いと思われる。その事業の目的や理念について否定するところではないが、体験教室等開催の原資は県民から善意の募金が含まれているため、県民の参加機会の公平性等の観点からも周知の方法について検討する必要があると思われる。

当法人では県民を広く対象とした体験教室等の企画、管理運営等を行っている。平成22年度において開催された主たる体験教室等及び参加人数等は以下のとおりであった。なお、参加費用は一部昼食費等の実費負担を除き、旅費及び宿泊費等は原則無料となっている。

(単位:円)

事業名	総事業費 (内、固定費)	参加人数/定員 (参加率)	参加者1人当 たりの費用
①森林浴の集い	213,415 (180,802)	16名/20名 (80.0%)	@13,338.4円
②中学生森林・林業体験研修会	429,650 (199,500)	21名/25名 (84.0%)	@20,459.5円
③親子巨樹とのふれあいウオー ク教室	853,100 (853,100)	64名/80名 (80.0%)	@13,329.6円
④子ども樹木博士認定	447,200 (447,200)	45名/160名 (28.1%)	@9,937.7円
⑤森林体験プログラム実施と指 導者養成のための体験教室	500,000 (500,000)	356名/330名 (107.9%)	@1,404.4円
⑥親子緑の集い	780,000 (780,000)	205組/214組 (95.8%)	@3,804.8円

上記の表からも明らかのように、体験教室等の参加費用がほぼ無料であるという点を勘案すると、その参加率は総じて低いのではないかと思われる。実際に平成22年度の表中②中学生森林・林業体験研修会の参加等の状況等は以下のとおりであった。

ⅰ中学生森林体験研修概要

県内の中学生が、キーブ自然学校職員の指導のもと、ハイキングや野外炊事などの体験活動を通じ、森林や自然への興味・関心を深めることを目的に実施する研修。木登りや川遊び、夜の森探検など人気のプログラムを盛り込まれている。場所は北杜市高根町清里で定員は25名(先着順)、参加料は無料となっている。

ⅱ参加中学生の学校別人数

中学校	参加人数
甲府市立A中学校	2人
私立B中学校	6人
私立C中学校	6人
笛吹市立D中学校	2人
早川町立E中学校	3人
富士吉田市立F中学校	2人
計	21人

研修への参加については県内の中学生であることを除いて何ら制約は設けられておらず、参加費用についても無料となっている。研修開催の告知は県内の全中学校に案内を送付し、全生徒への配布を依頼しているとの説明を受けたが、山梨全県では中学校は98校あり、平成23年5月1日時点での全生徒数は25,890人に及ぶ。対象人数と実際の参加人数の比較、及び参加費用が無料であるという点を併せて考えると、募金を原資として行う事業として果たして適当であるのかという議論が生じる。担当者によると全中学校への案内は確実に実行しているが、実際には生徒個別に案内が配布されていない中学校が存在することは確かであるとのことであった。確かに、ⅱの表を見ると県内中学校全98校のうち、在籍する生徒が参加しているのは僅か6校に過ぎない。

各事業の目的や理念については否定するところではないが、①から⑥の体験教室等の原資となっているものの一部は県民から広く募った緑の募金であり、研修参加への機会の公平性、透明性の確保が当然に求められる。今後は、県民への周知の方法などについて再度検討する必要があるのではないかと思われる。

(11) やまなし森づくりコミッション及び緑の少年隊山梨県連盟との組織統合(意見)

当法人を事務局とする「やまなし森づくりコミッション」及び「緑の少年隊山梨県連盟」という2つの任意団体は、その事業内容や職員の勤務状況から判断して、事実上当法人と同一の主体であると考えられる。今後は組織の統合を行い、法人全体としての適正な財務諸表作成を行うべきであると判断される。

「やまなし森づくりコミッション」及び「緑の少年隊山梨県連盟」という2つの任意団体(ともに法人格なし)はどちらも当法人を事務局としている。両任意団体については独立した会計単位であり、当法人の決算において、会計の連結などは行われていない。2つの任意団体の主な事業及び平成22年度収支計算の概要は以下のとおりである。

「やまなし森づくりコミッション規約」
第3条 コミッションは、(中略)次の事業を行う。

- (1) 企業や団体、ボランティアの森づくりに関する相談窓口
- (2) 企業・団体・学校等との連絡調整・情報交換、活動フェイルドの紹介
- (3) 森づくり活動の具体的指導、作業用具の貸し出し、指導者の紹介
- (4) 森づくり活動の移動手段や宿泊先の確保、地域イベントとの連携
- (5) 森林組合等への委託のアドバイス
- (6) 活動フェイルドにおける森づくりの企画及び情報の発信、シンポジウムや講演会研修会等の開催
- (7) 先駆的・先導的な森づくり活動の促進と普及等
- (8) その他、目的達成に必要な業務

「平成22年度 やまなし森づくりコミッション 収支決算(要約)」

収 入	県緑化推進機構助成金	3,000,000
	国土緑化推進機構助成金	350,000
	その他収入	3,802
	繰越金	385,933
	収入合計	3,739,735
	賃金・共済費(臨時職員1名)	2,940,462
	その他支出	426,719
	支出合計	2,347,621
支 出	翌期繰越収支差額	372,554

「緑の少年隊山梨県連盟規約」

- 第3条 連盟は、(中略)次の事業を行う。
- (1) 緑の少年隊相互の親善交流、情報交換、連絡
 - (2) 緑の少年隊指導者の養成・研修
 - (3) 緑化推進に関する諸大会、研修会等への参加
 - (4) その他、前条の目的達成に必要な事業

「平成22年度 緑の少年隊山梨県連盟 収支決算(要約)」

収 入	県緑化推進機構より交付金	3,520,000
	緑の少年隊全国連盟より助成金	1,804,880
	その他収入	533
	繰越金	510,320
	収入合計	5,835,733
	給料・福利厚生(臨時職員1名)	2,695,253
	その他支出	2,305,538
	支出合計	5,000,791
支 出	翌期繰越収支差額	834,942

上記規約の事業内容から判断するに、その事業内容は当法人の寄付行為第4条に定められている事業に内包されると考えられる。

「公益財団法人緑化推進機構寄付行為」

- 第4条 この法人は、(中略)次の事業を行う。
- (1) 緑化活動の普及啓発に関する事業
 - (2) 青少年等の緑化意識を醸成する事業
 - (3) 森林の公益的機能の維持増進に関する事業
 - (4) 市町村や団体等が国内外で行う緑化活動を支援する事業
 - (5) 森林整備等の推進に用いることを目的とする募金活動に必要な事業
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

また、少年隊及びコミッションの収支決算に計上されている臨時職員に対する給料等であるが、当職員は当法人の業務にも深く携わっているのが実際のところであることとであった。さらに、少年隊及びコミッションの収入の大部分が当法人からの助成金等である点を併せて考えると、この2つの任意団体は実質的に当法人と同一の主体であると判断されるため、組織の統合を行い、法人全体としての財務諸表を作成することが必要であり、最も適切であると判断される。

10. 株式会社清里の森管理公社

(1) 法人運営のガバナンスについて不適切な事例が見られた (指商事項)

法人の組織運営にあたって、次のような問題点が見受けられた。

- ① 定款が旧商法の規定を前提に作成されたままであり、会社法に則した記載内容に変更すべきである。
- ② 取締役会が3ヶ月に1回以上開催されておらず、会社法が遵守されていない。
- ③ 監査役2名のうちの1名は顧問税理士であるため、当該監査役については内部牽制が有効に機能しないものと疑念を抱かれる恐れがある。

株式会社清里の森管理公社の平成20年度以降の株主総会議事録、取締役会議事録、現行定款及び現行の会社登記簿謄本を閲覧した。その結果、次のような問題点が見られた。

- ① 現行の定款は第10条(株券の再発行)における除権判決や第24条(営業年度)等旧商法で規定していた内容や文言が使用されている。現在施行されている会社法への読み替えは行われるものの、会社法に則した内容の定款に変更すべきと思われる。また、当法人は現在株券を発行しておらず、定款及び会社の登記上も株券不発行法人であるが、上記第10条では株券再発行の規定が残ったままである。実態に合致しない内容のものは速やかに変更することが必要である。

- ② 平成20年度以降、毎年度取締役会は3回開催されている。会社法第363条第2項では「前項各号に掲げる取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならず」と規定している。当法人は取締役会設置法人であり、取締役会を3ヶ月に1回以上、最低でも年間4回開催することが必要である。毎年度3回の開催にとどまる現状では会社法違反であり、ガバナンスが有効に機能していないものといえる。

- ③ 現在監査役2名のうち1名は顧問税理士が務めている。監査役は取締役の業務執行を監査し、監査の範囲には取締役が作成した計算書類に対する会計監査が含まれる。一方、顧問税理士は計算書類等の作成あるいはその作成に対して助言することが一般的な業務である。したがって、監査役と顧問税理士を同一人が兼務することとは自らが作成又は作成支援した計算書類等に対して、自らが監査を行うこととなり矛盾が生じる。このような状態は極力避けるべきであり、外部の第3者から見ると内部牽制が有効に機能していないものと疑念を抱かれる可能性がある。なお、監査役の監査報告書には作成の年月日の記載がないが、記載を行なうべきである。

(2) シルバーアークセサリー教室の売上管理を改善すべきである (意見)

教室の受講料収入や物品販売収入の管理は講師が記入している手書きのノート等に基づいている。売上計上の妥当性を検証するためにも売上の裏づけ資料を残しておくことが必要である。

シルバーアークセサリー教室では外部から講師を招いて、有料教室の開催及び材料や商品の販売を委託している。受講料収入や物品販売額の一部割合を委託料として講師に渡している。講師は教室開催時に開催コース名や受講料、材料名や販売額を手書きのノートに記載し、シルバーアークセサリー教室売上集計表に転記している。それを月ごとに集計し月別売上金額及び委託料を計算し、差額を当該売上表とともに現金にて当法人に入金している。レジを使用しておらず受講者が記入した申込書等もないため、売上を裏付ける資料がない。売上計上の適切性を検証するこれらの書類を用意することが必要と思われる。

(3) 別荘関係収入のうち伐採業務について不適切な管理が見られた (意見)

別荘管理業務に伴う内部統制で不適切な点が次の通り見られる。

- ① 顧客に提示する見積書について決裁の記録がない。
- ② 請求書の発行に際してチェックが行われていない。
- ③ 請求書の控えが残されていない。

当法人では別荘所有者の求めに応じて別荘の管理業務を行っている。別荘敷地内の大径の立木伐採を依頼された場合、専門業者に委託している。その際当該業者の現場調査に基づき見積書を作成し、控えをフナールしている。当該見積書には決裁の記録が残されていないため、責任の所在を明確にするため、見積書の控え等に決裁者を明示すべきである。

また、伐採作業終了後に月別・別荘受託業務請求一覧表を作成し、これを基に翌月請求書を作成する。作成された請求書と当該月別・別荘受託業務請求一覧表との2重チェックは行われておらず、当該請求書の控えも残されていない。請求書が適正に作成されているかダブルチェックは必要であり、また、後日の検証可能性の担保のためにも請求書の控えは残しておくことが必要である。

(4) 契約書の記載に不適切な記載が見受けられた (指摘事項)

別荘地一般管理契約書に表示されている金額が消費税抜きであるにもかかわらず消費税抜きの表示がなく、また、テナントの賃貸借契約書に表示されている金額が消費税込みであるにもかかわらず消費税込みの表示がされていない。契約書上に表示されている契約金額については消費税の取扱を明確にすべきである。また、県との管理運営委託契約についても委託料、施設の借用料に関する対価の記載がないため、対価(無償)の記載を行い、より分かりやすい記載とすべきである。

当法人では別荘地の借地人と「清里の森」別荘地の一般管理契約を締結している。その管理業務の対価として共益費を請求している。その共益費は消費税抜きの金額であるが、契約書には消費税の取扱が特に明示されていない。一方、モールに存する店舗等の賃貸借についてテナントと賃貸借契約を締結している。その賃料は消費税込みの金額であるが、契約書に消費税の取扱が特に明示されていない。

後者のテナントとの賃貸借契約はもとも消費税込みであるため、消費税の取扱が明示されていないことから消費税込みと取扱われても特に問題にはならない。しかし、前者の別荘地の一般管理契約は契約書上の共益費の金額は消費税抜きであるにもかかわらず、その取扱が明示されていないことから、その金額は消費税込みの金額とみなされてしまう場合には消費税相当額だけ共益費収入が減少する可能性がある。改善が望まれる。また、何れの場合でも契約の相手方とのトラブルを回避し、不測の損害を防止するためにも、契約書の金額については消費税の取扱を明示すべきである。

当法人は県と保健体育施設「清里の森」管理運営委託契約を締結し、県から施設の管理運営について委託されている。別荘の借地人から徴収する共益費を当該別荘地区の管理運営費用に充当し、また、県から借り受けた施設の運営収入をセンター施設地区の管理運営費用に充当している。県からの委託料やこれら施設の借用料は無償であるが、管理運営委託契約には対価の記載がない。当法人の上記収入を管理運営費用へ充当することをもって、無償の扱いとしていることは推認できるが、両者の契約内容を明確にするため、県との間の料金が無償であることを契約書上も明示すべきである。

(5) 自己株式の取得について取得価格が不適当と思われる (指摘事項)

平成 19 年度に山梨県企業局から所有する全株式を取得しているが、その取得に際して額面価格を採用し、一般的に用いられる簿価純資産価格より低額で取得している。企業局が低額で譲渡を行なうことにより、本来得られるべき利益約 278 万円を得られず、結果として県に対して同額の損失を及ぼしたと考えることもできる。また、今後の自己株式の扱いについても正式な機関決定を行うべきである。

当法人の株主は設立当初より山梨県 90 株 (株式所有割合 45%)、念場ヶ原山恩賜林保護財産区 60 株 (同 30%)、山梨県企業局 50 株 (同 25%) である。平成 19 年度に山梨県企業局が所有する 50 株を取得している。その経緯は次の通りである。

- 平成 19 年 5 月 25 日：甲府税務署にて課税関係の確認
- (寄付金課税や受贈益課税の対象とならないことの確認)
- 平成 19 年 6 月 28 日：自己株式取得に関する取締役会決議、定時株主総会決議
- 平成 19 年 7 月 18 日：自己株式取得に関する決議
- 平成 19 年 7 月 18 日：山梨県企業局に対する自己株式取得についての通知
- 平成 19 年 7 月 20 日：株式譲渡契約
- 平成 19 年 7 月 25 日：株式取得代金の払込、自己株式の取得
- 平成 19 年 7 月 26 日：株主名簿書換請求

当該自己株式の取得は、山梨県出資法人改革の一環として、発行済株式に対する山梨県 (県、県企業局) の出資比率を 50% 以下とするために資本等取引として行ったものであり、株主が公共団体 (普通地方公共団体の県、特別地方公共団体の財産区) のみで構成されていることから、利益移転が生じないものとして株式の時価を額面価格として行ったことである。

非上場会社等の株式時価算定には、DCF 法、類似会社比準法などさまざまな手法があり、最も一般的に用いられる価格が時価純資産価格又はより簡便な簿価純資産価格である。

簿価純資産価格で算定した場合、当法人の平成 19 年 3 月 31 日時点の簿価純資産額は 37,839,556 円であることから、これを発行済み株式数 200 株で除すると、1 株当たり簿価純資産価格は 189,197 円となり、山梨県企業局が所有する 50 株の簿価純資産額は @189,197 × 50 株 = 9,459,850 円となる。したがって、帳簿価額 2,500,000 円との差額 6,959,850 円が、山梨県企業局から当法人に対して財産価値の移転が行なわれたこととなる。当法人の企業価値の増加は、すなわち既存の株主である山梨県及び念場ヶ原山恩賜林保護財産区に対して次の通り財産価値の移転が行なわれたことと同じことである。

山梨県：6,959,850円×90株÷150株＝4,175,910円
 念場ヶ原山恩賜林保護財産区：6,959,850円×60株÷150株＝2,783,940円

県企業局から県への財産価値の移転は同じ県の内部での価値移転となるが、念場ヶ原山恩賜林保護財産区への財産価値の移転2,783,940円は同額の損失を県に対して及ぼしたことになる。

また、当法人の平成19年3月31日時点の利益剰余金は27,839千円、現預金は44,511千円であり、当該自己株式の取得に当たっての財源規制を上回る支払い余力は十分にあったものと認められる。

今回の自己株式の取得に関する取締役会決議、定時株主総会決議において、資本等取引として行う旨の説明はなされているが、当該取得した自己株式についても、自己株式として所有し続ける（金庫株）のか、又は譲渡するのか決定されていないため、今後の自己株式の取扱いについて明確に議事録に記載されるよう、機関決定を行うべきである。

(6) 県所有の空地が未分譲のまま放置されている。また、未売却の区画は分割して譲渡することも検討するべきである（意見）

県は、県所有の空地について分譲や他の有効活用の方策を検討すべきであり、また、未売却の区画は区画の細分化や単価の見直し等をより一層行い、早期の売却に努めるべきである。空地の分譲及び未売却区画の売却により現状では県は584百万円の売却収入及び15,457千円の年間土地賃料が得られ、また、当法人は4,264千円の年間共益費が得られる。

当法人では県から委託されて別荘地の借地権分譲の仲介を行っている。県が所有し分譲対象となっていない区画及び未だ売却されていない区画が下記の通り存在する。

区画	土地面積	希望譲渡価格	年間土地賃料	年間共益費
分譲対象外区画				
1 旧4-1-1	36,574㎡			
未売却区画				
1 1-15-4	7,507㎡	44,342,000円	1,253,754円	354,728円
2 1-15-8	6,577㎡	38,846,000円	1,026,012円	310,763円
3 2-7-13	2,071㎡	16,095,000円	406,068円	97,891円
4 2-10-4	929㎡	7,618,000円	190,641円	43,940円
5 2-12-10	1,525㎡	10,381,000円	259,541円	72,090円
6 2-14-10	1,774㎡	12,735,000円	315,891円	83,853円
7 2-17-2	5,996㎡	38,809,000円	935,430円	283,326円
8 2-17-4	9,409㎡	61,503,000円	1,637,322円	444,617円
9 3-2-2	1,847㎡	12,703,000円	327,034円	87,301円
10 3-26-12	1,042㎡	6,966,000円	193,942円	49,267円
11 4-1-3	10,663㎡	69,726,000円	1,866,090円	503,827円
12 4-8-5	1,525㎡	8,858,000円	219,677円	72,081円
13 4-18-4	2,800㎡	17,096,000円	425,671円	132,322円
未売却区画合計	53,665㎡	345,678,000円	9,057,013円	2,536,006円

上記の現在分譲対象となっていない4-1-1の区画は県が所有し、空地のまま放置されている状況にある。近隣の未売却区画4-1-3の単価を乗じると譲渡価格239百万円、年間土地賃料6,400千円、年間共益費1,728千円程度になる。現在は別荘地とセンターエリアの緩衝地としての位置づけのため林地としてしていることであるが、入口ゲートの別荘地側であり既売却の4-1-2区画に隣接して立地することから、県有地の有効利用の

ためにも、空地のまま放置することなく、有効活用の方策を検討すべきと思われる。

「清里の森」別荘地の区画は比較的に規模が大きく、それによって別荘地としての良好な居住環境を維持しているものであるが、現在の不動産市況を反映すると規模が大きく総額が張る物件は非常に動きが悪い状況にある。大規模別荘地として、適正配置を考慮した上での区画割については理解できるが、できるかぎりの早期売却のために、区画を細分化して小規模な区画として売却することも検討すべきと思われる。また、県は大規模区画については標準的な面積の区画より単価を減じているとのことであるが、一般的には規模が大きく総額が多額となる物件ほど単価が減じている傾向にあるため、区画の細分化が困難な状況にあるのなら規模の大きな物件についてはより大きく単価を見直すことも必要と思われる。早期の売却を促進することにより、県としても借地権の売却収入に留まらず、毎年土地の賃料収入が得られ、当法人としても毎年共益費収入が得られるとともに、所有者が増加することにより別荘の管理業務の受託が期待される。更に、居住者の増加は県や当該地域の活性化につながることも期待される。

空地の有効活用として分譲を選択した場合及び未売却区画の売却が行われると、現状では県は 584 百万円の売却収入及び 15,457 千円の年間土地賃料が得られ、また、当法人は 4,264 千円の年間共益費収入につながる。

(7) 早急な改修が必要と報告された設備に対して、十分な対応がとられていない(指図書事項)

当法人は開業以来約 27 年が経過し、設備の老朽化が激しく、電気工作物に対して点検業者より改修要請が 8 項目報告されている。その改修区分も「至急」または「急」となっており、早急な改修が必要であるにもかかわらず、抜本的な改修を行わず、当面の危険を回避するための断線等による対応となっている。山梨県で改修するもの、当法人で改修するものに区分して早急に改善すべきである。

清里の森は、昭和 60 年 4 月に設立して以来約 27 年が経過し、設備の老朽化が激しく、点検業者である一般財団法人関東電気保安協会より下記の項目で改修(「至急」または「急」)を要請されている。現在当法人は、毎年決算数値上若干利益をあげ、純資産の部は 48 百万円と安定している。適時適切に必要な改修を行う必要があり、仮に改修により赤字が発生したとしても、一定の程度であれば内部留保により吸収することができ。改修に当たっては、当法人対応分以外は、今後の運営方針の検討を行う中で、県で対応する予定であるとのことであり、当法人対応分についても同時に行う予定であるとのことである。早期に運営方針の協議を行い、実施計画を明確にすべきであると考え。

点検日 平成 23 年 8 月 29 日

NO	項目	場所	所見内容	改修区分	
				改修	初回報告年月日
本日、月次点検を行いました結果は次のとおりです。					
1	改修要請	資源ゴミ専用庫	L-11 電灯分電盤内が結露しています。改修して下さい。	急	16.12.20
2	改修要請	イベント広場	噴水制御盤より噴水ランプ3が絶縁不良(漏電)です。(0.01MΩ) 改修して下さい。	至急	19.4.10
3	改修要請	イベント広場	噴水制御盤より噴水ランプ4が絶縁不良(漏電)です。(0.01MΩ) 改修して下さい。	至急	19.4.10
4	改修要請	広場東	アフローチャライトが絶縁不良(漏電)です。(0.02~0.08MΩ) 改修して下さい。	至急	20.4.8
5	改修要請	テニスコート	Aコート No.6 照明灯が絶縁不良(漏電)です。(0.01MΩ) 改修して下さい。	至急	20.4.8
6	改修要請	イベント広場	外灯分電盤より広場南アフローチャライトへ至る幹線が絶縁不良(漏電)です。(0.08MΩ) 改修して下さい。	至急	20.8.18
7	改修要請	広場南	アフローチャライトが絶縁不良(漏電)です。(0.01、0.05MΩ) 改修して下さい。	至急	20.8.18
8	改修要請	資源ゴミ専用庫	L-11 電灯分電盤内のアグネツクススイッチで異音が発生します。交換して下さい。	急	20.8.18
9	改修要請	出合いの広場	外灯のブレーカが不具合です。交換して下さい。	急	20.8.18
10	改修要請	受電所	シンボルゲートの照明のアグネツクススイッチタイプが不良です。交換して下さい。	急	20.8.18

11	改修要請	クラフト棟南 西側駐車場	外灯が絶縁不良(漏電)です。(0.01MΩ) 改修して下さい。	至急	20. 8. 18
12	改修要請	クラフト棟	外灯が絶縁不良(漏電)です。(0.01MΩ) 改修して下さい。	至急	20. 8. 18
13	改修要請	遊歩道C・D	外灯の絶縁不良(漏電)が多数あります。改修して下さい。	至急	20. 8. 18
14	改修要請	遊歩道A・B	外灯が絶縁不良(漏電)です。(0.08MΩ) 改修して下さい。	至急	20. 8. 18
15	改修要請	管理センター	キュービクル動力盤内の配線用遮断器(MCB 3P200A)が入り切れなくなりました。交換して下さい。(クラフト棟動力)	急	21. 2. 10
16	改修要請	モール・トイレ	電灯盤 L-M-E の漏電遮断器 (2P50A) が動作不良です。改修して下さい。	急	22. 4. 6
17	改修要請	レストラント棟	104 電灯分電盤内トラップヒーター回路の漏電遮断器 (2P20A) が動作不良です。改修して下さい。[現在、開放中]	急	22. 4. 6
18	改修要請	森の音楽堂	電気室動力盤内の漏電遮断器 (3P50A) が入り切れなくなりました。交換して下さい。	急	22. 4. 6
19	改修要請	イベント広場	フラワーロードポンプ盤よりポンプ回路が絶縁不良(漏電)です。(0.01MΩ) 改修して下さい。[現在、未使用]	至急	22. 4. 6
20	改修要請	汚水処理キュービクル	外灯 L33 の管線が絶縁不良(漏電)です。(0.1MΩ) 改修して下さい。	至急	22. 4. 6
21	改修要請	汚水処理キュービクル	外灯 L31 の管線が絶縁不良(漏電)です。(0.2MΩ) 改修して下さい。	至急	22. 4. 6
22	改修要請	管理センター	外灯耐震壁 L-A-外より MCB-2 (外灯 2) 回路が絶縁不良(漏電)です。(0.04MΩ) 改修して下さい。	至急	22. 4. 6
23	改修要請	受電所	No.2 駐車場 (B) 照明回路が絶縁不良(漏電)です。(0.15MΩ) 改修して下さい。	至急	22. 4. 6
24	改修要請	受電所	No.1 駐車場 (A) 照明回路が絶縁不良(漏電)です。(0.01MΩ) 改修して下さい。	至急	22. 4. 6
25	改修要請	テニスコートキュービクル	ゲート回路が絶縁不良(漏電)です。(0.01MΩ) 改修して下さい。	至急	23. 4. 5
26	改修要請	テニスコート	Cコート No.2 照明灯が絶縁不良(漏電)です。(0.04MΩ) 改修して下さい。	至急	23. 4. 5
27	改修要請	テニスコートキュービクル	テニスコート外灯 M6SW 回路が絶縁不良(漏電)です。(0.01MΩ) 改修して下さい。	至急	23. 4. 5
28	改修要請	テニスコートキュービクル	テニスコート外灯 M6SW 回路が絶縁不良(漏電)です。(0.1MΩ) 改修して下さい。	至急	23. 4. 5

(8) 県からの貸与資産の不足については法人が補充を行うべきである(指摘事項)

山梨県から当法人への「清里の森」委託に際して山梨県所有の備品の貸与を受けているが、管理運営委託契約書第9条第3項で「公社が過失により備品を毀損し、又は滅失した場合は、山梨県に対しこれを弁償し、又は公社の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有する物を購入し、若しくは調達しなければならない。」としている。備品確認の結果、在庫が不足しているものが確認されたが、当法人において補充等を行う必要がある。

山梨県は「清里の森」を当法人に管理運営委託を行っており、この委託に際し、山梨県所有の備品を御清里の森管理公社に貸与している。平成23年9月8日に、清里の森において備品確認を実施した結果、成型用具12点セット(40組)については次の不足分が発生していた。

1. 三角ごて	在庫数 3	7. 成型用へら	在庫数 14	不足数 26
2. 四角ごて	在庫数 11	8. かきべら	在庫数 19	不足数 21
3. 楕円ごて	在庫数 9	9. かんな	在庫数 40	過不足なし
4. 刃型ごて	在庫数 5	10. 仕上げ板	在庫数 20	不足数 20
5. くし刃ごて	在庫数 14	11. 針	在庫数 40	過不足なし
6. 柄ごて	在庫数 10	12. 弓	在庫数 38	不足数 2

管理運営委託契約書第9条第3項は「公社が過失により備品を毀損し、又は滅失した場合は、山梨県に対しこれを弁償し、又は公社の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有する物を購入し、若しくは調達しなければならない。」としているため不足分について速やかに法人が補充する必要があると判断される。

(9) 別荘用地賃貸借更新契約書の更新が行われていない契約が43件存在する(指摘事項)

「清里の森」別荘用地賃貸借更新契約書の更新期間が5年を経過しているにもかかわらず、更新されていないもの等が43件あるため、山梨県中北林務環境事務所に対応すべきである。

「清里の森」別荘用地賃貸借更新契約書の更新時期が到来しているにもかかわらず、更新していないものは次のとおりである。この更新契約書を前提に、適切な管理運営を実施することが可能となるといえる。なお、当法人と別荘地の借地人との間では「清里の森」別荘地一般管理契約の締結は何れも適正に行われている。

「清里の森」契約書面 未更新者リスト

契約期間	区画番号	氏名
H17年度末	1	T・Y卿
	2	Y・Y
	3	Y・S卿
	4	C・K
	5	K・H
	6	M・M
	7	K・T
	8	K・H
	9	K・N
	10	T・N
	11	E・I
	12	M・I
	13	卿T・M
	14	N・W
	15	J・M
	16	S・N
	17	T・S
	18	M・K
	19	T・N
	20	K・A
	21	卿M・F
	22	Y・S

23	23	1-08-	H・Y
24	24	1-09-	T・S
25	25	1-09-	M・T
26	26	1-10-	M・M
27	27	1-11-	D・N
28	28	1-12-	Y・N
29	29	1-12-	K・T
30	30	1-12-	卿K・B
31	31	1-13-	S・S卿
32	1	2-07-	M・I
33	1	3-03-	T・S
34	2	3-06-	M・F
35	3	3-10-	H・M
36	4	3-12-	K・Y
37	5	3-15-	T・H
38	6	3-25-	T・M
39	1	4-05-	H・T
40	2	4-07-	卿H・E
41	3	4-15-	K・H
42	4	4-16-	卿S・A
43	1	2-15-	M・S

(10) 対人賠償保険金額が規定の額に対して2億5千万円不足している期間が存する(指摘事項)

保険金額の増額契約の遅れにより、当法人で加入している対人賠償保険の保険金額が「清里の森」管理運営業務仕様書の定めに対して2億5千万円不足している期間が生じた。不測の事態に備えて、仕様書に準拠した、運滞のない対応が必要であった。

「清里の森」について、山梨県と㈱清里の森管理公社で、管理運営委託契約(委託期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日まで)を行った。「清里の森」管理運営業務仕様書によると、当該委託期間の保険への加入は対人賠償1名につき1億円以上、1事故につき3億円以上となっている。平成21年9月24日から平成22年9月24日の期間における当初の保険加入金額は対人賠償1事故につき5千万円となっており、平成22年4月1日以降分については仕様書に定められた保険金額に対して2億5千万円不足していたため、平成22年4月1日以降分について保険金額の増加変更契約を締結している。しかし、変更届出書の届出日は4月15日、保険料の領収日も同日であることから、平成22年4月1日から同4月14日の期間における保険加入金額は当初の対人賠償1事故につき5千万円のままである。変更手続の遅れによるものと思料されるが、不測の事態に備えて、仕様書に準拠し、今後は遅滞なく手続を行うことが必要であると考えられる。

平成22年4月1日から同4月14日の期間

管理運営業務仕様書	㈱清里の森管理公社	差異
対人賠償 1名につき1億円以上 1事故につき3億円以上	対人賠償 1事故につき5千万円以上	2.5億円

(11) 係争中のテナントの収益を平成23年3月期に反映させるべきである(指摘事項)

平成23年3月期の法人申告では、テナント収入の一部を係争中のため半期分のみの計上としているが、この係争は、契約そのものの紛争ではなく、使用料等の減額に関する紛争と判断されるので、使用料等の合理的な金額(2,456千円)を見積もり平成23年3月期決算に反映させる必要があったと思料される。

清里の森管理公社は、平成23年3月期においてテナント8件を賃貸している。そのうち3件の収入を合計すると下記の金額となるが、これらのうち「賃借料6か月分1,700,994円」と「共益費金額756,000円」を収入より除外していた。

(単位：円)

	期間	月額	年額
賃借料	4月～3月	283,499	3,401,988
共益費	4月～3月	63,000	756,000
直接費 他	4月～3月	変動	306,007
計			4,463,995

清里の森管理公社は、この3業者を相手に訴訟を起こしている。判決文によると、平成20年、当時の清里の森管理センター所長が、3業者らを代表するテナント会長に対し「テナント协会会员が毎年11月から翌年4月までの冬季6か月間営業しないのであれば、その間の賃料は無料」と共に、共益費は通年無料とする旨の条件変更を申込みした」とされることに端を発するとしている。しかし、そのような事実は認められず、清里の森管理公社の勝訴判決となり、3業者に対し過去に遡及し賃貸料を支払う旨を命じている。

清里の森管理公社が収入の一部を除外していることは、賃貸料の収益計上の時期について述べている法人税基本通達2-1-29を援用し、収益が未確定との判断に基づくものと思料される。

法人税基本通達(賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期)

2-1-29 …(一部抜粋)ただし、当該契約について係争(使用料等の額の増減に関するものを除く)があるためその支払を受けるべき使用料の額が確定せず、当該事業年度においてその支払を受けていないときは、相手方が供託をしたかどうかにかかわらず、その係争が解決し当該使用料等の額が確定し、その支払を受けることとなるまでその収益計上を見合わせる事ができるものとする。

(注)使用料等の額の増減に関して係争がある場合には本文の取扱いによるものであるが、この場合には、契約の内容、相手方が供託した金額等を勘案してその使用料等の額を合理的に見積るものとする。

今般の係争に関し判決は、定時株主総会及び申告前の平成23年5月19日以下について

る。裁判所の判断に「6カ月無料申入れの存否に関し紛争となったため、平成21年度の契約更新に関する賃貸契約書が交わされていないが、賃貸借自体が更新されていることについては争いはない」とあるとおり、賃貸借契約の存否そのものについて争っていただわけではなく使用料等の減額に関する紛争と判断される。したがって、この係争は通達において「使用料等の額の増減に関するもの」となり、少なくとも使用料等を収入すること自体が不確定であるとは言えないため、本文の注書きの適用となり合理的な見積額を計上することが必要となる。注書きの「合理的に見積る」を鑑みると、相手方から供託されている金額等は少なくとも目安はないが、少なくとも判決が下されている金額は合理的な見積額に相当すると思料される。よって、当該見積額等をもってテナント料等の収益を平成23年3月期決算に反映させる必要があったと考えられる。また、企業会計上は期間利益の適正化の観点から当然に当該年度に計上すべきものと思われる。

(12) 浄化槽の適正な維持管理を怠っている別荘所有者に対し、改善指導を行うべきである(指摘事項)

浄化槽の管理者(別荘所有者)は、毎年、法令に定められた回数の浄化槽の保守点検を行わなければならないとされるが、220棟余りに保守点検の形跡がない。衛生環境上の問題からも、県は公社とともに早急な改善指導を行うべきである。

清里の森の別荘所有者は、土地所有者である山梨県と「清里の森 自然保護協定書」を結んでいる。そのうち、第11条第2項の「汚水等の処理」に以下の記載がある。

(汚水等の処理)

第11条2 乙(土地賃借人)は、浄化槽設置後、メンテナンス会社と維持管理契約を締結して、浄化槽の適切な保守管理を行わなければならない。

県内の保健所に浄化槽保守点検業登録があり、かつ北州市内で保守点検を業としてできる67社のうち、当別荘地で実績のある16社に対して当法人が浄化槽の保守点検の委託状況を調査した資料によると、保守点検を必要とする749件のうち委託しているのは552件であり、残りの227件に委託の履歴はなかった。浄化槽の保守点検は、登録された業者に委託することとなっているので、それらは保守点検を怠っていると推測される。浄化槽法(最終改正平成15年6月18日)に浄化槽の保守点検について以下の記載がある。

第8条 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。

第10条 浄化槽管理責任者(浄化槽の所有者)は、環境省令で定めるところにより、毎年1回(環境省令で定める場合)あつては、環境省令で定める回数、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

3 浄化槽管理者は、浄化槽の点検を第48条第1項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には登録を受けた者に・・・委託することができる。

また、浄化槽管理者は、適正な維持管理を確保するために、法定検査(設置後の水質検査：法第7条、毎年1回の水質検査：法第11条)を受検しなければならないこととなっており、県はその結果に基づき助言、指導又は勧告することができる。さらに、浄化槽法によると、県は保守点検が行われていないと認めるとき改善措置を命じ、改善命令に違反した場合には30万円以下の過料に処するとされている。

このような規定が存するにも関わらず、前述の状況は遺憾である。このまま浄化槽の適正な維持管理を怠ると、正常な水質を維持できなくなり、汚れた水が放流され環境衛生上の問題となるばかりか公共水域の汚染につながることもなる。そのような事態になる前に、県は強制力をもって、公社とともに厳格に対処することが必要である。

(13) 遺失物の管理が適切に行われていない (指摘事項)

現金や時計等、遺失物の適切な保管及び管理が行われていない事実が判明した。
 ①保管場所のルールが存在せず、かつ管理台帳の記載漏れが散見される
 ②住所や氏名等の判明する遺失物について本人への連絡等が行われていなかった
 ③遺失物の中には現金 313 円も含まれていたが、警察への届出等が行われていない
 長期にわたって放置されている物品も存在しているため警察署への届出を含め、早急に遺失物の管理態勢の改善を進めるべきである。

遺失物の確認をしたところ、以下のような物品が遺失物として存在した。

場所	品名及び数量	
事務所倉庫棚 ダンボールの中	(1) テニスラケット・・・4本	
	(2) リュックサック・・・1個	
	(3) 任天堂DS本体・・・1個	
	(4) 任天堂DSゲームソフト・・・3本	
	(5) サングラス及び眼鏡・・・8個	
	(6) 時計・・・6個	
	(7) 車の鍵等、鍵類・・・5個	
	(8) カード入れ・・・1個	
	(9) 野球用グローブ・・・1個	
	(10) 財布・・・1個	
	(11) かさ・・・5本	
	(12) ぼうし・・・2個	
	(13) 洋服・・・2着	
	(14) 水筒・・・1個	
	(15) ピアス、指輪等装飾品類・・・多数	
	事務所金庫 1	(16) 鍵・・・1個
	事務所金庫 2	(17) 時計・・・1個

その保管状況、管理状況等から以下の問題点が挙げられる。

①遺失物は上記のとおり 3 箇所に分けて保管されていたが、その理由を担当者に確認したところ、「時計や鍵等の貴重品は金庫に保管することとなっている」との説明を受けたが、実際は表中の (6)、(7) などは事務所倉庫のダンボールに無造作に押し込まれた状態となっていた。また、遺失物専用の管理台帳が作成されてはいたが、その内容について

て確認したところ、上記(1)～(17)のうちで個別に照合が出来た物品は 0 であり、管理台帳の記載方法は不適切であると言わざるを得ない。現在の管理状況では、仮に遺失物の本来の所有者から問合せがあったとしても、遺失物として預かっている物品の正確な把握が全く出来ていないため、本来は返還できる物品が返還されない恐れが存在する。

②(8)のカード入れについては、その内容物から遺失物の本来の所持者の特定が可能であり、遺失物の返還は容易に行うことが可能であったにもかかわらず、特段何の処置もなされていない状況であった。

③一部の遺失物にはメモが張っており、拾得日や拾得場所等の情報が書かれているものも存在した。しかしそのメモは取得日に年度の記載がないもの、拾得場所のみが記載されたもの等、管理目的としては不完全なものであり、これによって①の管理台帳の不備が補填できるといった類のものではなかった。そのメモによると相当に古い時期に拾得された遺失物 (時計カシオ G ショック：拾得日平成 16 年 7 月) が存在していることが判明した。さらに(10)の財布については、事実財布内には現金 313 円が入っていた、金額的に僅少であったとはいえ所有者不明の現金が台帳等において全く管理されずに放置されていた状況は極めて問題であると考えられる。原則として一定期間を経過した遺失物については遺失物法第 4 条に基づき警察署への届出等の処置を講じ、法令遵守を徹底すべきである。

「遺失物法」
 第 4 条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならぬ。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかにこれを警察署長に提出しなければならない。

テニスコートやパークゴルフ等、その事業内容からして利用者による遺失物が発生することは一定程度避けられないと思われる。遺失物発見時の法人内での情報伝達経路、保管及び管理方法、遺失者への返還及び警察署への届出等のルールの整備など、その態勢の改善を早急に進めるべきであると考えられる。

(14) 販売用及び貸与用資産の管理が不適切である (指摘事項)

食品類等の販売用資産については期中での棚卸が一切行われておらず、その発注については担当者の目検討で行っていることであった。また、テニスラケット等の貸与資産については個別にナンバリング等されておらず、さらに全体としての数量を管理する台帳の作成も行われていなかった。現在の管理状況では従業員等による不正の発生を誘引する危険性が存在し、かつ実際に発生した場合においても即時の発見は困難であると考えられるため、早急に管理方法の改善が必要である。

①販売用資産の管理について

当法人の平成22年度決算における販売用商品及び販売用食品等、棚卸資産として商品に計上されている金額の内訳は以下のとおりであった。

食品類 (カップラーメン他)	5,828円
雑貨類 (ソックス、洗剤等)	118,985円
酒類 (ワイン)	7,296円
テニスボール	6,894円
合計	139,003円

期末においては、各商品の実地棚卸が行われていることであり、実際に棚卸原票及び担当者等の確認印の存在についても確認した。しかし、期中においては各商品の受払いについては一切行っておらず、期中での発注についても担当者の目検討に頼る部分が大いいたことであった。

毎期計上されている棚卸資産の金額は比較的少額ではあるが、現在の販売資産の管理状況では仮に従業員等が私的に当該商品を流用したとしてもその事実を即時に把握することは困難であり、不正の温床となりうる可能性が存在する。資産管理やコスト管理の側面からのみならず、そのような事故を未然に防止するためにも、販売用商品等の日々の受払いについては確実に実施されることが必要であると考えられる。

②貸与用資産の管理について

当法人は希望者に対して、以下の資産の貸与を行っている。

テニスラケット、テニスシューズ、テニスボール、パークゴルフクラブ、パークゴルフボール、テニスゴルフ用テニスラケット

貸与用資産の管理状況について確認したところ、所有している貸与用資産の数量を管理する台帳等は存在せず、テニスラケット等に付番等の処理も行われていなかった。現在の管理状況では、利用者又は従業員等による資産の紛失及び盗難等が行われたとしても、その事実を即時に把握することは困難であると判断される。販売用資産と同じく、

資産管理やコスト管理の側面からのみならず、そのような事故を未然に防止するためにも、貸与用の資産については個別に番号を付した上で、専用の台帳を設ける等、適切に管理を行うことが必要であると考えられる。

(15) 領収書の管理について不適切な事例が見られた (指摘事項)

陶芸教室やシルバークラセサリー教室等を行い、受講料金、物品販売等の現金収入があるため領収書が発行されているが、次のような問題点が見受けられた。

- ① 領収書の連番管理がされていない。
- ② 複写式でないため控えが残っていない。

当法人は県が整備した保健休養施設「清里の森」を管理経営している。主たる収入は別荘管理による共益費収入、別荘管理収入、施設の利用料収入等である。これらのうち別荘管理収入、施設利用料収入等の一部は現金取引として清里の森管理センターで入金管理している。また、陶芸教室やシルバークラセサリー教室において受講料収入や物品販売が行われている。センターでの収入はレジを利用してそのため入金レジシートとして記録されている。しかし、陶芸教室やシルバークラセサリー教室における受講料や物品販売についてはレジがないため、手書きの領収書を使用している。当該領収書は市販の領収書を使用しているが、領収書の管理等において下記のような不適切な事例が見受けられた。

- ① 領収書の各葉には連番が付されており、連番管理が行われていない。市販の領収書を使用する場合には使用の開始前に連番を全て付し、領収書が抜き取られていないか容易に確認できるように連番管理を行うべきである。
- ② 複写式の領収書では、発行された領収書については控えが残されるが、現在使用している領収書は複写式でないため控えが残っていない。検証可能性を担保するため控えが残る複写式の領収書を使用すべきである。

(16) 清里の森音楽堂における音楽祭実行委員会の納税義務が履行されていない可能性がある(意見)

当法人がその事務の代行を行い、かつ資金の拠出も行っている清里の森音楽堂実行委員会については、法人税の納税義務の履行がなされていない可能性がある。課税当局等と協議の上、適切な対応がとられることが望まれる。

清里の森音楽堂において平成21年より毎年8月に開催されている涼風祭の企画・運営は清里の森音楽堂実行委員会によって行われている。当法人では、委員会の事務の代行を行い、かつ当該委員会に対して200,000円の拠出金を支出しており、法人格は異とするものの、その組織体としての結びつきは強いと判断される。

平成22年度に開催された涼風祭の収支状況概略は以下のとおりであった。

チケット売上:	1,703,500
拠出金、補助金	400,000
広告料収入	149,580
その他収入	19,841
繰越金	342,004
収入合計	2,614,925
印刷費	235,700
広告宣伝費	175,790
出演料、宿泊・交通費	1,351,340
その他支出	584,791
支出合計	2,347,621
収支差額	267,304

清里の森音楽堂実行委員会は平成21年8月に甲府税務署に対して法人設立届出書(人格なき社団に該当)及び給与支払事務所の開設届出書を提出しており、出演料に対する源泉税の徴収及び納付はなされているが、法人税の申告の実績はない。チケット売上については法人税法における収益事業の興行業と判断されるため、委員会には法人税の申告義務が存在する可能性が高いと思われる。また、法人設立に関する届出についても、税務署に届出を行っているのみで、山梨県及び北杜市への届出は行われていない。

納税義務は当然に遵守されるべきものであり、源泉税のみならず法人税についても課税当局等と協議の上、適切に処理されることが早急に望まれる。

1.1 財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター

(1) 法人の今後について県も含めて積極的な協議が望まれる(意見)

平成23年度第1回の評議員会及び理事会で法人解散の審議が行われている。当該評議員会の出席率は代理出席も含め47%(17名中8名)、理事会の出席率は代理出席も含め71%(14名中10名)であり、法人の今後を決める重要な会議にもかかわらず役員の当事者意識の欠如が見られる。また、法人内部では解散のコンセンサスはとられているが、今後の運営方針や残余財産の処分等を含めて今後も県の積極的な指導が望まれる。

財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センターでは公益法人制度改革にあたり県の主導のもと法人内部に経営改革検討会議を設置し、公益認定、一般認可、解散の各方向性を検討し、平成23年3月22日に報告書を作成している。当該報告書の中では公益財団法人への移行、一般財団法人への移行、その他(解散)の可能性について検討が行われており、公益財団法人及び一般財団法人への移行は法人持続性の観点から極めて困難であると記述し、解散が現実的な判断となる旨結論付けている。また、法人解散に当たって、公益財産を地域の自治体又は県に譲渡した上で、施設を地域活性化に資する地域共有の財産として活用することの必要性を提言している。

当法人は平成20年度末に高度化資金の償還が終了することを契機として、平成20年度から平成24年度までの5カ年の経営計画を策定している。財務上の改善策としては自主事業収入の年3%の増加、人件費の20%の縮減等により、県補助金を30,499千円、町補助金を22,902千円、合計53,351千円に減少させることを目標としている。平成22年度の実績によると県補助金は20,399千円、町補助金は24,776千円、合計45,175千円であり、目標以上の縮減を達成している。但し、平成23年度予算では県補助金20,072千円、町補助金25,061千円、合計45,133千円の補助金が法人運営に当たっては必要とされている。今後も県や町の補助がなければ運営することが困難な状況のもとでは、法人の解散を選択することは現実的な判断と思われる。

法人の解散を前提とする経営改革検討会議の報告書に記載の通り、今後は当法人が所有する公益財産(主として富士川ふるさと工芸館の建物等の固定資産及び基本財産)の譲渡先の選定が必要となってくる。公益法人の移行申請の期限は平成25年11月30日であり、当該期日までに申請が行われないと解散したものとみなされることとなる。当法人が所有する富士川ふるさと工芸館は県土整備部都市計画課が指定管理者によって管理している都市公園「富士川クラフトパーク」内に存する。したがって、上記報告書でも触れられているが、都市公園施設の一部として指定管理者制度等により富士川クラフトパークと一体として管理運営することも必要と考えられる。当法人の所管は観光部観光企画・ブランド推進課であることから、県庁内の所管課相互の調整が必要になる

ものの、県が所有する同一都市公園内に存することから権利調整も比較的容易なことと思われる。申請期日は間近に迫ってきていることから、最大の出捐団体である県が今後も主体的に主導することが必要である。

(2) 利用者の貸室使用の際に用いられる申請書等が規定の様式と異なっている(指摘事項)

利用者が貸室を使用する際に用いられる申請書等が、「施設使用規程」に定められた様式と異なっており、さらにその運用の実態についても同様であった。このような事態はコンピュータ入力の低下を招くリスクがあり、規定が形骸化しないように適時に規定の更新を行うべきである。

当法人の貸室の使用については、「施設使用規程」に基づいて事務手続きがなされる。「施設使用規程」においては、利用者が使用申請書(第1号様式)を提出し、これが認められた場合に別用紙である使用承認書(第2号様式)の交付を受けることとされている。しかし、実際の使用申請及び使用承認においては、同一の用紙に使用申請書と使用承認書が併記される様式となっており、「施設使用規程」に基づかない運用となっている。

実際の様式が事務的に簡便で管理し易いものであるが、本来、様式を変更する場合には、「施設使用規程」における使用申請及び使用承認の様式を変更すべきである。「施設使用規程」を無視した事務手続きはコンピュータ入力の低下を招くことに繋がるリスクがあり、規定が形骸化しないように適時に更新すべきである。

(3) 固定資産の管理業務について(指摘事項)

固定資産について、現物はあるが減価償却資産台帳に計上されていないものがある。また、資産計上科目の間違いや耐用年数の適用間違い、償却計算の間違いや等が見られる。法人の今後の移行に当たり、所有資産を明確に把握した上で、資産価値を適正に把握し、減価償却資産台帳を整理し、固定資産の適正な残高管理を行っていくことが必要である。

固定資産の管理業務について、以下のような不適切な事例が見受けられた。

- ① 現物はあるが減価償却資産台帳に計上されていないもの
 応接セット、ガラスジョーケース、灯油式燗釜2台
- ② 税務上平成10年度に建物の耐用年数の改定が行われているが、改定前の耐用年数のままで減価償却計算が行われている。また、平成19年度より固定資産については残存価格1円として償却計算が行われ、既に耐用年数を満了した資産については5年均等償却が行われるべきであるが、このような処理が行われていない。中古の軽トラックや器具備品に償却率の適用が間違っているものが見られる。平成22年度末まで概略の償却計算を行うと次のような差異が認められ、資産が43,388千円過大計上されていることとなる。

(単位：千円)

種類	帳簿価額	改訂帳簿価額	差異
建物	305,699	266,985	38,714
建物附属設備	9,805	5,883	3,922
器具備品	518	379	139
機械装置	896	355	541
車両運搬具	98	26	72
合計	317,016	273,628	43,388

※現状の耐用年数を基に償却計算した。

その他、器具備品に耐用年数の適用間違いや1台10万円未満であるため固定資産計上すべきでないもの等が見られる。

- ③ 機械装置である電気炉(G-BOX)が器具備品に計上されている。
- ④ 全ての固定資産に管理ナンバーが貼付されていない。
- ⑤ 下記の固定資産について無償にて譲渡されているが、減価償却資産台帳上で除却処理されているのみであり、譲渡に当たった際の契約書や稟議書等が作成されていない。ピーター、スタンプパー、湿紙サクシオン装置、熱風循環式定温恒温器、なぎなたピーター